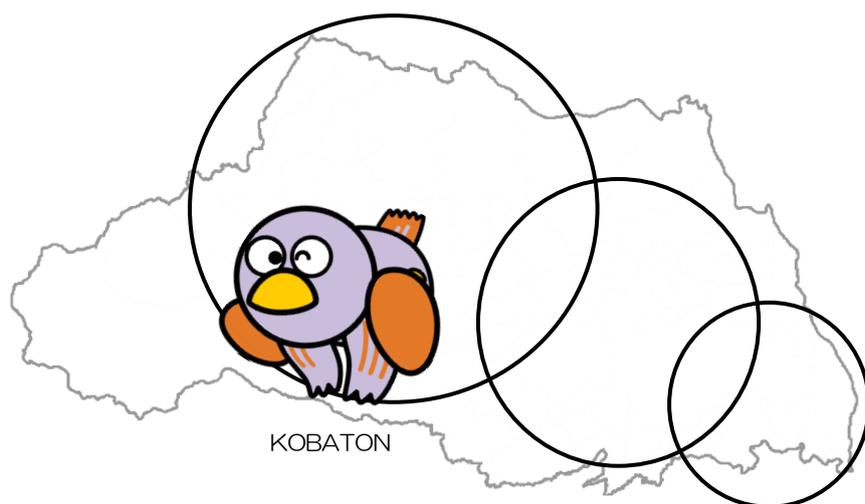


広域行政の手引



KOBATON

令和3年3月改訂版
埼玉県企画財政部地域政策課

目 次

はじめに ～ 広域行政の整備・充実のすすめ ～

- 1 行財政基盤の強化に向けて広域行政の検討を 1
- 2 既存の広域行政組織にも行財政改革の視点を 2

第1章 広域行政の概要

- 1 広域行政とは? 4
- 2 広域行政の現況 4
- 3 制度別に見る広域行政
 - (1) 連携協約 7
 - (2) 協議会 8
 - (3) 機関等の共同設置 9
 - (4) 事務の委託 11
 - (5) 事務の代替執行 12
 - (6) 一部事務組合 13
 - (7) 広域連合 15
- 4 各制度の比較 17

第2章 広域行政の手続

- 1 制度を選択する際の標準的な考え方 19
- 2 手続の概要
 - (1) 関係地方公共団体間の事実上の協議 21
 - (2) 許可権者・届出先との連絡・調整 21
 - (3) 関係地方公共団体の議会の議決 22
 - (4) 協議（法定上の協議） 22
 - (5) 協議事項及び規約の告示 22
 - (6) 許可権者への申請（届出） 23
 - (7) 脱退手続の特例 25
 - (8) 財産処分 25
 - (9) 事務承継 26
 - (10) 教育事務に係る手続き 26
- 3 許可の基準・標準処理期間 27

第3章 書式例

- 1 連携協約
 - (1) 締結する場合 31
 - (2) 協約を変更する場合 35
 - (3) 協約を廃止する場合 39

2	協議会	
(1)	設置する場合	43
(2)	規約を変更する場合	47
(3)	協議会を廃止する場合	53
3	機関等の共同設置	
(1)	設置する場合	57
(2)	規約を変更する場合等	69
(3)	共同設置を廃止する場合	75
4	事務の委託	
(1)	開始する場合	79
(2)	規約を変更する場合	85
(3)	事務の委託を廃止する場合	89
5	事務の代替執行	
(1)	開始する場合	93
(2)	規約を変更する場合	99
(3)	事務の代替執行を廃止する場合	103
6	一部事務組合	
(1)	設立する場合	107
(2)	規約を変更する場合	
	・「共同処理する事務の変更」などの変更	115
	・「構成団体の減少」などの変更	119
	・「組合の名称」、「事務所の位置」、「経費の支弁の方法」のみの変更	125
(3)	一部事務組合を解散する場合	129
(4)	財産処分する場合	133
7	広域連合	
(1)	設立する場合	135
(2)	規約を変更する場合	
	・「共同処理する事務の変更」などの変更	139
	・「構成団体の減少」などの変更	143
	・「組合の名称」、「事務所の位置」、「経費の支弁の方法」のみの変更	149
(3)	広域連合を解散する場合	153
(4)	財産処分する場合	157

はじめに

～ 広域行政の整備・充実のすすめ ～

1 行財政基盤の強化に向けて広域行政の検討を

●2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために、広域連携が必要！

人口減少、少子高齢化の進展といった社会構造の変化、多様化・高度化する行政需要への対応、国・県からの権限移譲の進展など、今後、基礎自治体である市町村の役割はますます増大していくと考えられます。

その一方で、市町村の財政状況は厳しさを増しており、将来にわたって住民サービスの維持・向上を図っていくためには、市町村の行財政基盤の強化が必要です。

また、令和2年6月に政府の第32次地方制度調査会が取りまとめた答申によると、2040年頃にかけて、人口減少・高齢化やインフラの老朽化など、社会環境の変化や様々な課題が顕在化すると指摘されています。

こうした課題に対し、持続可能な形で住民が快適で安心な暮らしを営んでいくためには、地方公共団体がそれぞれの有する強みを活かし、それぞれの持つ情報を共有し、資源を融通し合うなど、市町村の枠を超えて連携し、役割分担を柔軟に見直す視点が重要となっています。

●これからは多様な選択肢から市町村が最も適した事務処理の仕組を自ら選択する時代 → 地域の未来予測の整理等を踏まえた広域行政の積極的な検討を！

第32次地方制度調査会の答申によると、広域連携の取組は、地域の実情に応じ、自主的な取り組みとして行われるものであり、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを市町村が自ら選択することが適当と指摘しています。

市町村の状況や諸課題のあらわれ方は様々です。手法の選択にあたっては、今後の行政需要や経営資源の長期的な見通しの客観的なデータを基にして、「地域の未来予測」を整理し、様々な主体と地域の未来像について議論することが重要です。

一部の行政サービス等を複数の市町村が共同して実施する広域行政は、市町村の行財政基盤の強化、市町村域を越えた広域的な行政需要に適切に対応するために有効な手段と考えられます。

県では、行財政基盤の強化や地域の課題解決に向けた市町村間の広域化の取組に対して、適宜必要な助言や情報提供を行うとともに、人材面・財政面からの積極的な支援を行います。

2 既存の広域行政組織にも行財政改革の視点を

● 広域行政組織の事務処理上の課題

現在、本県の市町村においては、消防やごみ処理、介護認定の審査事務など、単独で処理することが困難な高度で専門的な事務や、広域的に処理することで事務の効率化が図られる事務について、一部事務組合や広域連合、事務の委託といった広域行政の制度が活用されており、それぞれ大きな成果を挙げてきました。

しかしながら、制度によっては複数の市町村が加入しているため、責任の所在が不明確になることや、関係市町村間の連絡調整に相当程度の時間や労力を要し、迅速な意思決定が困難になるといった指摘もあります。

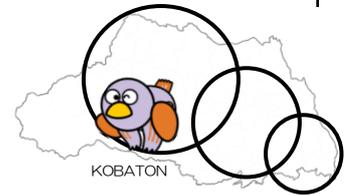
● 広域化のメリットを活かすために既存の広域行政組織にも行財政改革の視点を

広域行政は実現すれば終わりではありません。行財政改革の視点から共同処理する事務処理のあり方を常にチェックし、必要に応じて、組合の整理統合や構成市町村の変更や、事務の拡大、採用している制度の見直しなど、効率化に向けた検討を行うことが重要です。

県では、新たな広域化の取組に加え、既存の広域行政組織の効率化に向けた取組に対しても、適宜必要な助言や情報提供を行うとともに、人材面・財政面からの積極的な支援を行います。

第1章

広域行政の概要



1 広域行政とは？	4
2 広域行政の現況	4
3 制度別に見る広域行政	
(1) 連携協約	7
(2) 協議会	8
(3) 機関等の共同設置	9
(4) 事務の委託	11
(5) 事務の代替執行	12
(6) 一部事務組合	13
(7) 広域連合	15
4 各制度の比較	17

1 広域行政とは？

一つの市町村では適切に処理していくことが困難な事務に対応する場合や複数の市町村で取り組む方がより効率的で質の高い住民サービスが提供できる場合などに、それぞれの市町村がその行政区域を越えて連携・協力する取組が「広域行政」です。

広域行政には、大きく分けて、地方自治法に規定された一部事務組合や広域連合、事務の委託等の制度を活用するものと、法律に基づかない任意の協議会の設置や自治体間の協定による協力、地方独立行政法人や公益法人等の共同設置、私法上の事務委託などがあります。

ここでは、主に前者の広域行政について解説しています。「平成の大合併」が一区切りとなった今日、広域行政を積極的に活用した住民サービスの維持・向上が求められています。

【 図表 】 広域行政制度の体系

種 別	制 度 の 種 類	設置等の根拠（地方自治法）
地方公共団体 相互間の協力	連 携 協 約	第252条の2
	協 議 会	第252条の2の2
	機 関 等 の 共 同 設 置	第252条の7
	事 務 の 委 託	第252条の14
	事 務 の 代 替 執 行	第252条の16の2
地方公共団体の組合 (特別地方公共団体)	一 部 事 務 組 合	第284条
	広 域 連 合	

2 広域行政の現況

総務省が2年に一度実施している「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」（平成30年7月1日現在）によると、全国の市町村で共同処理されている事務の総件数は9,190件、関係団体は延べ22,445団体となっています。

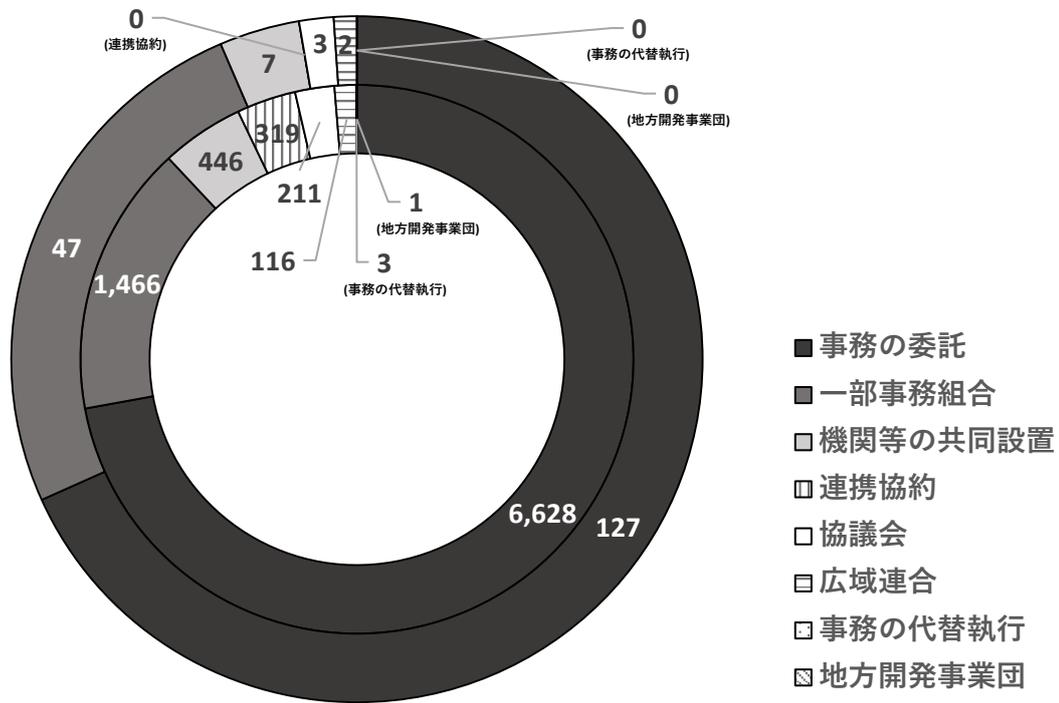
事務の総件数及び関係団体数は、事務の委託等の増加により前回調査（平成28年7月1日）よりも増加しています（総件数314件、関係団体数325団体の増加）。

次に、処理方式では、事務の委託が6,628件で全体の72.1%と最も多く、次いで一部事務組合の1,466件（16.0%）、機関等の共同設置の446件（4.9%）となっています。

県内の共同処理の状況（平成30年7月1日現在）を見ると、処理方式では全186件中、事務の委託が127件で全体の68.3%と最も多く、次いで一部事務組合が47件（25.3%）、機関等の共同設置が7件（3.8%）、協議会が3件（1.6%）、広域連合が2件（1.1%）となっており、全国の傾向とほぼ同様となっています。

【図表】全国と埼玉県共同処理方針の活用状況（平成30年7月1日現在）

※内側：全国 外側：埼玉県



	全国		埼玉県	
	件数	構成比	件数	構成比
連携協約	319件	(3.5%)	0件	
協議会	211件	(2.3%)	3件	(1.6%)
機関等の共同設置	446件	(4.9%)	7件	(3.8%)
事務の委託	6,628件	(72.1%)	127件	(68.3%)
事務の代替執行	3件		0件	
一部事務組合	1,466件	(16.0%)	47件	(25.3%)
広域連合	116件	(1.3%)	2件	(1.1%)
地方開発事業団	1件		0件	
合計	9,190件		186件	

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%にはならない。

【 図表 】 広域行政の仕組みと運用について（全国）

制度の種類	制度の概要	運用状況（H30.7.1 現在）
連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	○締結件数：319件 ○主な事務：連携中枢都市圏形成240件(75.2%)、消費生活相談43件(13.5%)
協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数：211件 ○主な事務：消防41件(19.4%)、広域行政計画等27件(12.8%)
機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数：446件 ○主な事務：介護区分認定審査127件(28.5%)、公平委員会115件(25.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)
事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数：6,628件 ○主な事務：住民票の写し等の交付1,402件(21.2%)、公平委員会1,180件(17.8%)、競艇861件(13.0%)
事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	○実施件数：3件 ○事務：水道(2件)、公害防止(1件)
一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数：1,466件 ○主な事務：ごみ処理400件(27.3%)、し尿処理326件(22.2%)、消防・救急268件(18.3%)
広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数：116件 ○主な事務：後期高齢者医療51件(44.0%)、介護区分認定審査46件(39.7%)、障害程度区分認定審査31件(26.7%)

(注) 地方開発事業団は地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(1団体)については、なお従前の例によることとされている。

3 制度別に見る広域行政

(1) 連携協約【地方自治法第252条の2】

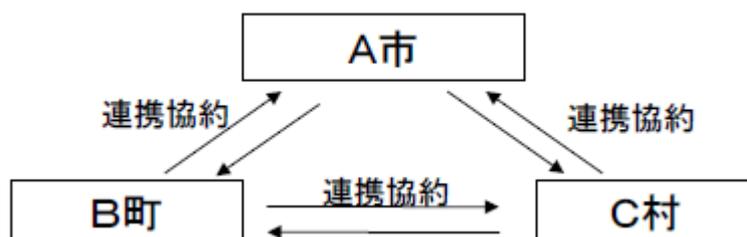
制度の概要

連携協約は、地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度です。平成26年5月の地方自治法の改正により創設されました。

連携協約を締結した地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようしなければなりません。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要があります。

連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができます。

【 図表 】 連携協約のイメージ



締結等の手続

- 関係地方公共団体が議会の議決を経た協議により連携協約を定め、その旨及び連携協約を告示
- 都道府県に係るものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届出（複数の都道府県にわたるものにあつては各都道府県知事に届出）
 - ※ 連携協約の変更／連携協約の廃止の場合も同様です。

制度の特徴

- 地域の実情に応じて締結でき、政策面での役割分担についても自由に盛り込むことができます。
- 別組織を作らない、より簡素で効率的な相互協力の方式です。
- 議会の議決を経て締結され、紛争を迅速に解決する仕組みが用意されていることから、安定的で継続的な連携が可能となります。

(2) 協議会【地方自治法第252条の2の2～第252条の6の2】

制度の概要

協議会は、地方公共団体がその区域を越えて行政の執行を合理的に行うため、協議により規約を定め設置する共同の執務組織です。法人格を有しないため、権利義務の主体とはならず、また、協議会固有の職員又は財産を有さないため、協議会の職員は構成団体からの派遣で、必要な経費も各構成団体が負担・支弁し、その方法は規約に定めることとなります。

協議会には、「管理執行」、「連絡調整」、「計画作成」の3種類があります。

① 管理執行協議会

事務の一部を共同して管理執行するために設けられる協議会です。協議会それ自体に権限はなく、協議会が関係地方公共団体の長その他の執行機関の名において行った事務の管理執行は、それぞれ関係地方公共団体の長その他の執行機関が行ったものとしての効力を有します。その意味で、協議会は関係地方公共団体の共通の執行機関としての性格を有しますが、それぞれの関係地方公共団体の執行機関は消滅しません。この場合、協議会と普通地方公共団体との間には代理に準ずる効果があるとされています。なお、不法行為等があった場合の責任は、各構成団体の連帯責任と解されています。

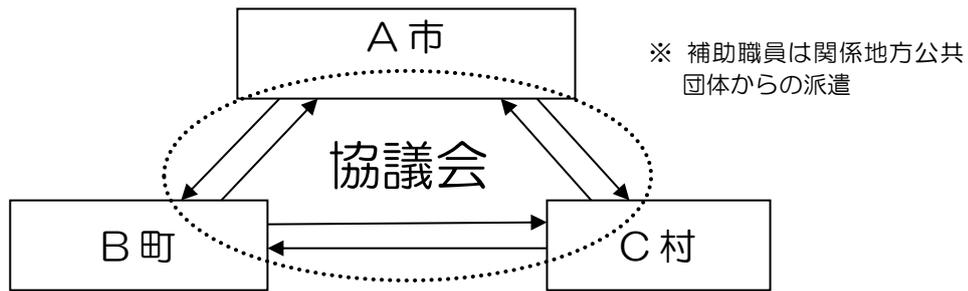
② 連絡調整協議会

事務の管理執行について連絡調整を図るために設けられる協議会です。協議会の行う連絡調整とは、事務の総合的、統一的な処理を行うために、相互に情報や意見の交換を行い、共同の方針を定めるものです。連絡調整の結果は、それ自体には法的効果はなく、結果に基づいて関係地方公共団体の長その他の執行機関が事務の管理執行をして初めて法的効果が生じるとされています。

③ 計画作成協議会

広域にわたる総合的な計画を共同して作成するために設けられる協議会です。計画を作成したときは、関係地方公共団体の長その他の執行機関は、当該計画に基づいてその事務を処理し、またはその権限に属する事務を管理執行することとなります。連絡調整協議会と同様、協議会自体が事務を管理執行するものではなく、計画に基づいて関係地方公共団体の長その他の執行機関が事務を管理執行して初めて法的効果が生じるとされています。

【 図表 】 協議会のイメージ



設置等の手続

- 関係地方公共団体の議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示（「連絡調整協議会」については議決は不要）
- 都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届出（複数の都道府県にわたるものにあつては各都道府県知事に届出）
※ 構成団体の数の増減／規約の変更／協議会の廃止の場合も同様です。

制度の特徴

- 議会や管理者の設置を要しない簡素で効率的な事務処理の方式です。
- 組織する団体が各々の主体性を維持したまま広域的に事務を処理できます。
- 意思決定が会議で行われるため、迅速な決定が難しくなると言われています。
- 法人格がないため、財産保有等、法人格が必要な事務を行うことはできません。
- 責任の帰属が第一義的に問われる事務には向かないと言われています。

(3) 機関等の共同設置【地方自治法第252条の7～第252条の13】

制度の概要

機関等の共同設置は、地方公共団体が、組織の簡素化による適切な行政の確保を目的として、協議により規約を定め、その執行機関等を共同で設置する制度です。

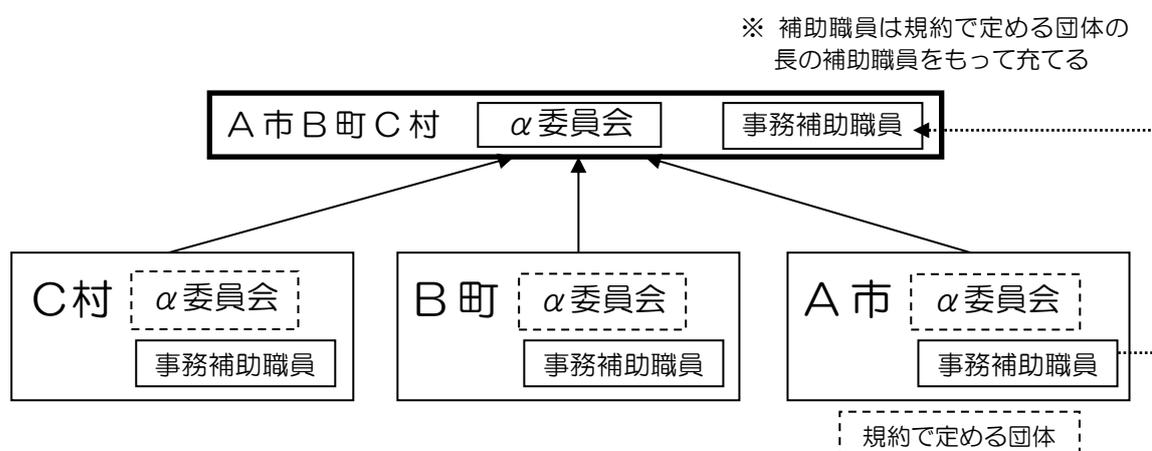
この制度で設置できるのは地方自治法で定められている次の機関等です。

- ・ 議会事務局もしくはその内部組織（第138条第1項、第2項）
- ・ 委員会もしくは委員（第138条の4第1項）
- ・ 附属機関（第138条の4第3項）
- ・ 行政機関（第156条第1項）
- ・ 長の内部組織（第158条第1項）
- ・ 委員会もしくは委員の事務局もしくはその内部組織
- ・ 議会、長、委員会もしくは委員の事務を補助する職員
- ・ 専門委員（第174条第1項）

共同設置された機関等は、それぞれの団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等が管理執行した効果は、関係地方公共団体が自ら行ったことと同様にそれぞれの団体に帰属します。また、管理執行に係る法令、条例、規則その他の規程はそれぞれの団体のものが適用されます。

運営は規約の定めるところによりますが、委員等の選任その他の身分取扱いは、原則として関係地方公共団体のうち規約で定める団体に所属する職員とみなされ、また、これに要する経費も関係地方公共団体が負担し、規約で定める団体の歳入歳出予算に計上して支出されます。

【 図表 】 機関等の共同設置のイメージ



設置等の手続

- 関係地方公共団体が議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示
- 都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届出（複数の都道府県にわたるものにあつては各都道府県知事に届出）
 - ※ 構成団体の数の増減／規約の変更／共同設置の廃止の場合も同様です。

制度の特徴

- 法人の設立を要しない簡素な仕組みです。
- 共同設置された機関等はそれぞれの団体にとって共通の機関等となるため権限の移動を伴いません（各団体の主体性が維持されます）。
- 共同設置された機関等がそれぞれの団体の機関等となるため、それぞれの議会への対応などに配慮する必要があります。
- 平成23年の地方自治法の改正で共同設置できる機関が行政機関や長の内部組織等まで拡大されています。

(4) 事務の委託【地方自治法第252条の14～第252条の16】

制度の概要

事務の委託は、地方公共団体が協議により規約を定め、事務の一部の管理執行を他の地方公共団体に委託する制度です。これは組織の簡素化により適切な行政規模を確保するための制度で、全国、また本県で最も活用されています。他の共同処理制度とは異なり、新たな組織を設けることはありません。

委託は必ず「1 団体」対「1 団体」で成立します。受託した地方公共団体がその事務を処理することにより、委託した地方公共団体が自らその事務を管理執行した場合と同様の効果を生じます。

委託後は、その事務の責任は受託団体に帰属し、委託団体は委託の範囲内で権限を失うこととなります。また、事務処理は原則として受託団体の条例、規則等に従って行われます。

経費は委託団体が負担し、その算定方法等は規約で定めます。

【 図表 】 事務の委託のイメージ



※ 事務に従事するのはA市の職員

※ A市長はB町の事務を含めて指揮監督

委託等の手続

- 関係地方公共団体が議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示
- 都道府県に係るものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届出（複数の都道府県にわたるものにあつては各都道府県知事に届出）
 - ※ 委託する事務の変更／事務の委託の廃止の場合も同様です。

制度の特徴

- 法人の設立を要せず仕組みが簡単で効率性に優れた制度です。
- 執行が受託団体に一元化されるため責任の所在が明確です。
- 委託事務についての権限が完全に受託団体に移るため、委託団体は当該事務についての権限を行使できません（受託団体の責任により処理）。
- 受託団体は一定の委託金収入のもと、対象事務に関する責任をすべて負います。

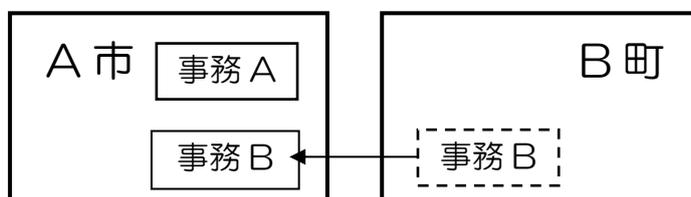
(5) 事務の代替執行【地方自治法第252条の16の2～第252条の16の4】

制度の概要

事務の代替執行は、地方公共団体が協議により規約を定め、事務の一部の管理執行を、当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に行わせる制度です。平成26年5月の地方自治法の改正により創設されました。

地方公共団体が他の地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生じます。当該事務についての法令上の責任は事務を任せた地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴いません。

【 図表 】 事務の代替執行のイメージ



- ※ 事務に従事するのはA市の職員
- ※ 事務権限はB町に残り、B町の基準によりA市が事務を処理
- ※ A市の事務処理を、B町の長、議会が監視

代替執行等の手続

- 関係地方公共団体が議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示
- 都道府県に係るものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届出（複数の都道府県にわたるものにあつては各都道府県知事に届出）
 - ※ 代替執行する事務の変更／代替執行の廃止の場合も同様です。

制度の特徴

- 事務を任せる側の意向を反映させ、かつ、効率的な広域連携が可能な制度です。
- 事務を任せた側は、事務の執行状況を把握し、自団体の住民及び議会に対する説明責任を果たすことが求められます。

(6) 一部事務組合【地方自治法第284条～第291条】

制度の概要

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するため、協議により規約を定めて設ける特別地方公共団体です。

法人格を有する特別地方公共団体で、財産の保有等が可能であり、組合議会や管理者、監査委員の設置が必要とされます(特例一部事務組合における例外があります)。

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は構成団体の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれます。

法律上の扱いとしては、都道府県の加入するものは都道府県に関する規定、市の加入するもので都道府県の加入しないものは市に関する規定、その他のものは町村に関する規定が準用されます。

共同処理する事務に係る条例、規則等は当該一部事務組合において制定しますが、課税権はありません。また、運営体制や経費の支弁については規約で定めます。

(複合的一部事務組合)

地方自治法第285条の規定により、相互に関連する事務を共同処理するための一部事務組合については、共同処理しようとする事務が構成団体のすべてに共通していなくても設置することができます。

この場合、組合の議会の議決の方法について特別の定めをすることができ、規約で定めることで、管理者に代えて理事会を置くことができます。

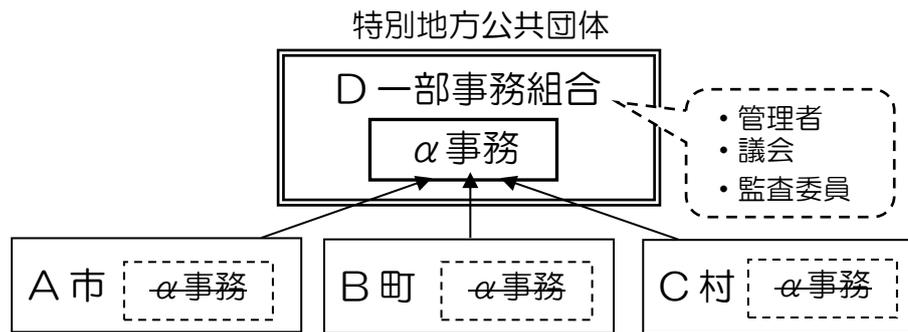
(特例一部事務組合)

地方自治法第287条の2の規定により、規約に定めることで、一部事務組合の議会の構成団体の議会をもって組織することができます(特例一部事務組合)。この場合、管理者が構成団体の長を通じてすべての構成団体の議会に議案を提出し、すべての構成団体の議会の一致する議決が必要となります。

また、この特例一部事務組合は、独自の監査委員を置かず、規約で定める構成団体の監査委員が監査を行うことができます。

- ★ 市町村合併の進展により、県内には構成団体が大きく減少した一部事務組合や、構成団体を同じくする複数の一部事務組合が存在しています。これらについては、事務の効率化や経費節減のためにも、他の組合との統合やより簡素な方法(事務の委託等)への変更をお勧めします。

【 図表 】 一部事務組合のイメージ



設置等の手続

- 関係地方公共団体が議会の議決を経た協議により規約を定める。
- 都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可（複数の都道府県にわたるものにあつては総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて行う）

※ 構成団体の数の増減／共同処理する事務の変更／規約の変更の場合も同様です（ただし、組合の名称の変更／事務所の位置／経費の支弁の方法のみに係る規約の変更、組合の解散は届出で足りません）。

制度の特徴

- 法人格を有するため財産の保有や職員の採用が可能で、責任の所在が明確です。
- 組合議会や組合管理者、監査委員が設置されます（特例一部事務組合を除く）。
- 共同処理する事務は構成団体の権限から除外されます。
- 共同処理する事務が構成団体のすべてに共通していなくても設置することができます。（複合的一部事務組合）。
- 迅速な意思決定がしづらいつらいつらといった指摘があります。
- 運営や存在が住民から見えにくいといった指摘があります。

(7) 広域連合【地方自治法第284条、第285条の2、第291条の2～第291条の13】

制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、その実施のための連絡調整を図り、事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設けられる特別地方公共団体です。

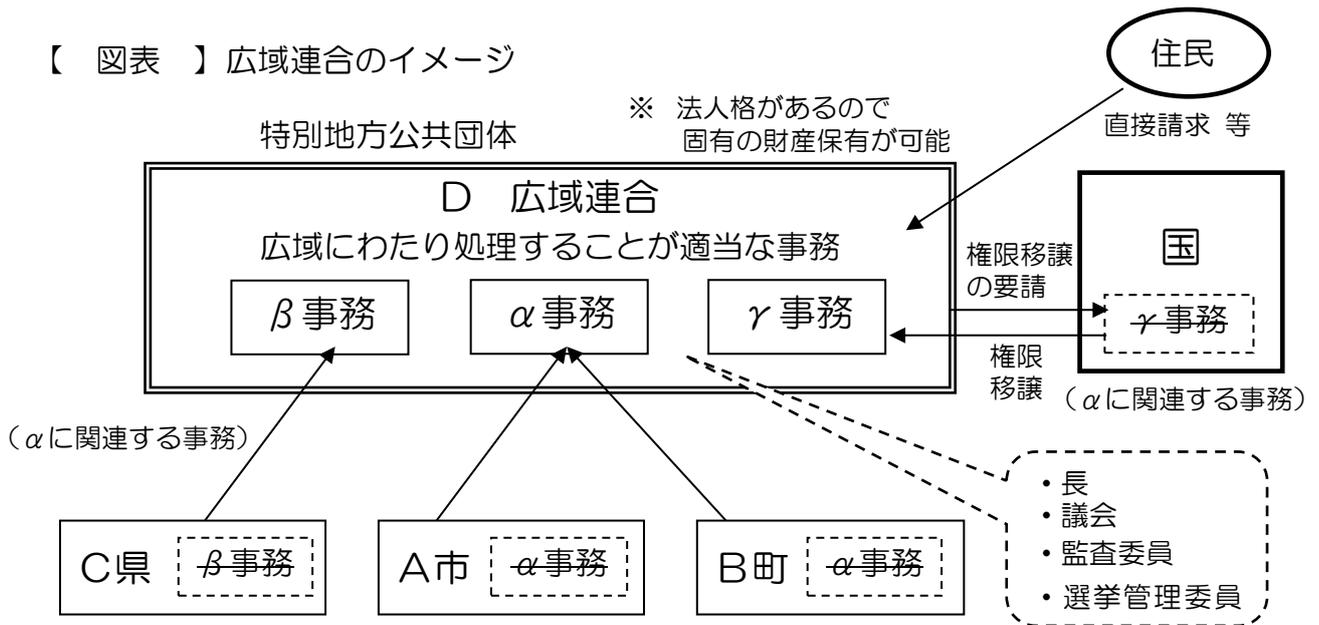
現在、県内には「彩の国さいたま人づくり広域連合（平成11年5月）」「埼玉県後期高齢者医療広域連合（平成19年3月）」の2つが設置されています。

広域連合が成立すると、広域処理するとされた事務は構成団体の権限から除外され、広域連合に引き継がれます。

広域連合は、一部事務組合と同様に「地方公共団体の組合」の一形態として設けられた制度ですが、一部事務組合とは異なり下記のような特徴があります。

- 広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応できます
 - ・ 同一の事務を持ち寄って共同処理する一部事務組合に対して、広域連合は多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成することが可能な仕組みとなっています。
- 広域的な調整をより実施しやすい仕組みです
 - ・ 広域連合は、広域計画を作成しなければなりません。広域計画には、広域連合の処理する事務ばかりでなく、これに関連する構成団体の事務についても盛り込むことができます。そして、その構成団体の事務の実施について、勧告することができます。
- 権限移譲の受け皿となることができます
 - ・ 広域連合は、直接国又は都道府県から権限移譲を受けることができます。このため、個々の市町村では実施困難でも、広域的団体であれば実施可能な事務を、法律、政令又は条例の定めるところにより、直接広域連合が処理することとすることができます。
 - ・ 都道府県の加入する広域連合から国に、その他の広域連合は都道府県に、権限・事務を処理することとするよう要請することができます。
- より民主的な仕組みです
 - ・ 広域連合の長と議員は、いわゆる充て職は認められず、直接又は間接の選挙により選出されます。
 - ・ 広域連合への直接請求を行うことができます。

【 図表 】 広域連合のイメージ



設置等の手続

- 関係地方公共団体が議会の議決を経た協議により規約を定める。
- 都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可（複数の都道府県にわたるものにあつては総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて行う）

※ 構成団体の数の増減／広域処理する事務の変更／規約の変更／広域連合の解散の場合も同様です（ただし、事務所の位置／経費の支弁の方法のみに係る規約の変更、国や都道府県が法令や条例により広域連合が処理すべきものと定めた事務を追加する場合（変更を含む）の規約の変更は届出で足りず）。

制度の特徴

- 法人格を有するため財産の保有や職員の採用が可能で、責任の所在が明確です。
- 連合議会や連合長、監査委員、選挙管理委員が設置されます。
- 処理する事務について広域計画を策定して運営されます。
- 広域処理する事務は構成団体の権限から除外されます。
- 国や県から直接権限の移譲が受けられます。
- 住民からの直接請求が可能です。
- 迅速な意思決定がしづらいといった指摘があります。
- 運営や存在が住民から見えにくいといった指摘があります。

4 各制度の比較

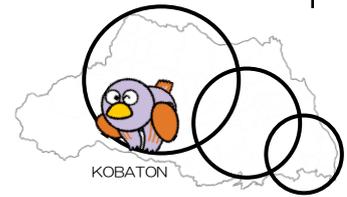
	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
位置づけ	地方公共団体相互間の協力					地方公共団体の組合	
組織	法人格を持たない					独立した法人格あり	
	-	構成団体の 職員が処理 ※機関が存在しない	構成団体の 職員が処理 ※機関が存在する	受託団体が 事務を処理	一方の団体が 他方の団体の 事務を処理		
法律効果 の帰属	-	各構成団体 に帰属	各構成団体 に帰属	受託団体に 帰属	他方の団体に 帰属	一部事務組 合に帰属	広域連合に 帰属
当事者	1対1	複数の団体		1対1	複数の団体		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立を要しない 連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立を要しない 各構成団体の長等の名において事務を管理執行 各構成団体が形式的には主体性を保つ 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立を要しない 各団体の共通の機関等としての性格を有し、管理執行の効果は、それぞれの団体に帰属 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立を要しない 権限の移動を伴い、委託側は事務処理権限を失う 権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確 事務処理の効率性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立を要しない 代替執行を求めた団体の長等の名において事務を代替執行 	<ul style="list-style-type: none"> 法人格を有するため、財産の保有が可能 議会、固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確 構成団体は事務処理権限を失う 	<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合とほぼ共通 国、都道府県から直接権限移譲を受けることが可能 構成団体に規約の変更を要請することが可能
課題	内容に応じて、別途、事務の共同処理制度、私法上の委託等を活用する必要がある	<ul style="list-style-type: none"> 機動的な意思決定が難しい 責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない 名称が共同処理機構を想起しづらい 数が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> すべての構成団体の議会に対応する必要があるなど、手続きが煩雑 複数の責任主体を支えることになり、指揮命令系統が不明確になる可能性 限定された分野での活用にとどまる 	<ul style="list-style-type: none"> 委託団体は、委託した事務に関して直接、権限を行使することができなくなる 受託団体は、受託した事務に関する責任をすべて負う 権限の移動を伴うため、活用を躊躇するとの指摘 	<ul style="list-style-type: none"> 事務の管理執行と、事務処理の結果の責任の所在が一致しない 数が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 構成団体は一部事務組合の事務に関して直接、権限を行使することができなくなる 機動的な意思決定が難しい 構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない やや減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合とほぼ共通 国の施策導入に伴って設立されたものが多く、その特性が発揮されている事例が少ない 数が頭打ち
活用事例	連携中枢都市圏の形成、都道府県による補完・支援等	宝くじの発行業務、農業用水管理、視聴覚教室、教科用図書採択等	介護区分認定審査会、公平委員会、障害区分認定審査会、指導主事等	公平委員会、住民票の相互交付、公営競技(場外発売)、消防・救急、ごみ処理等	上下水道、簡易水道等	ごみ処理、し尿処理、消防・救急、火葬場等	後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、ごみ処理等

第32次地方制度調査会第27回専門小委員会資料から作成

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html

第2章

広域行政の手続



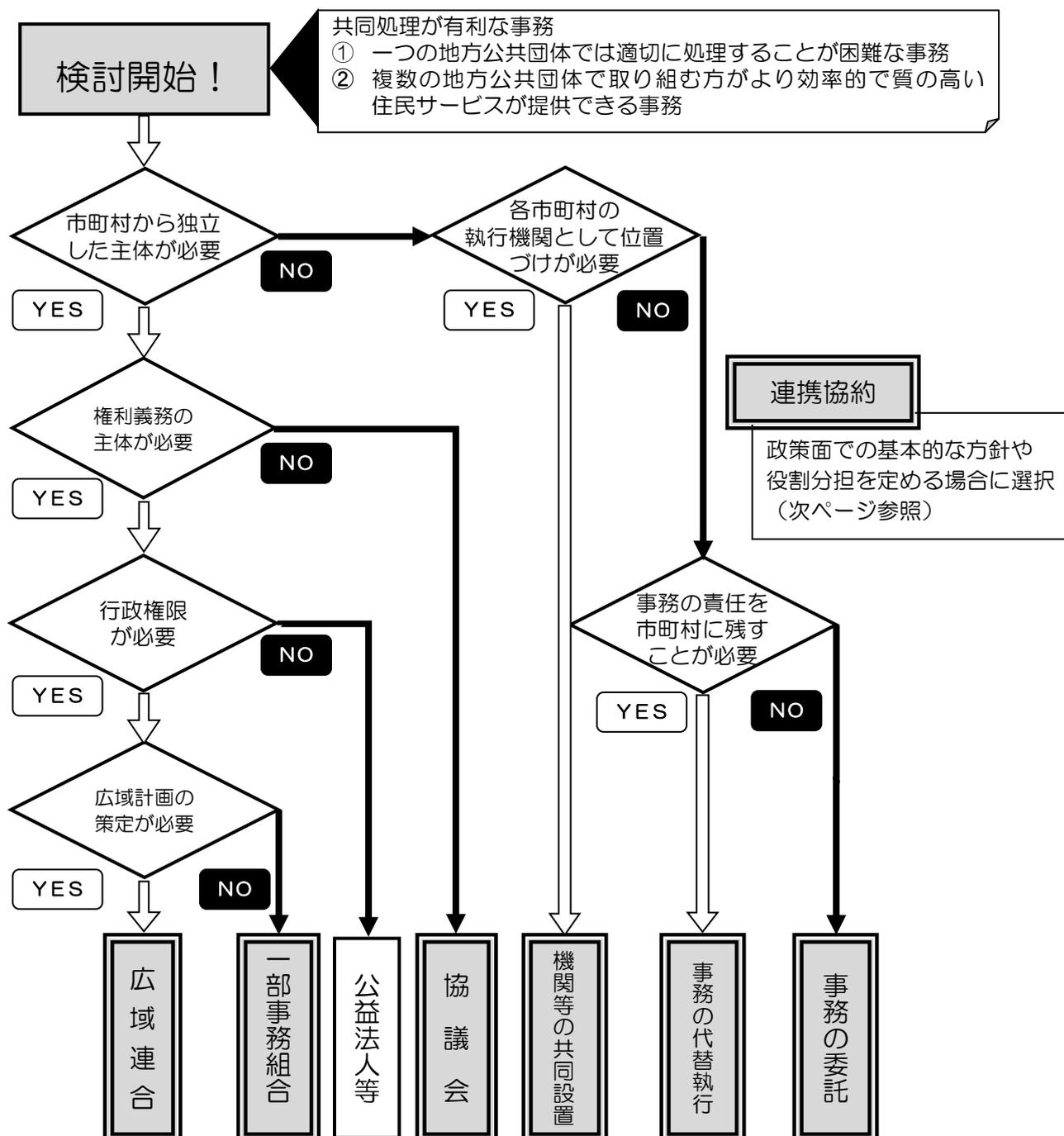
1	制度を選択する際の標準的な考え方	19
2	手続の概要	20
(1)	関係地方公共団体間の事実上の協議	21
(2)	許可権者・届出先との連絡・調整	22
(3)	関係地方公共団体の議会の議決	22
(4)	協議（法定上の協議）	22
(5)	協議事項及び規約の告示	22
(6)	許可権者への申請（届出）	23
(7)	脱退手続の特例	25
(8)	財産処分	25
(9)	事務承継	26
(10)	教育事務に係る手続	26
3	許可の基準・標準処理期間	27

1 制度を選択する際の標準的な考え方

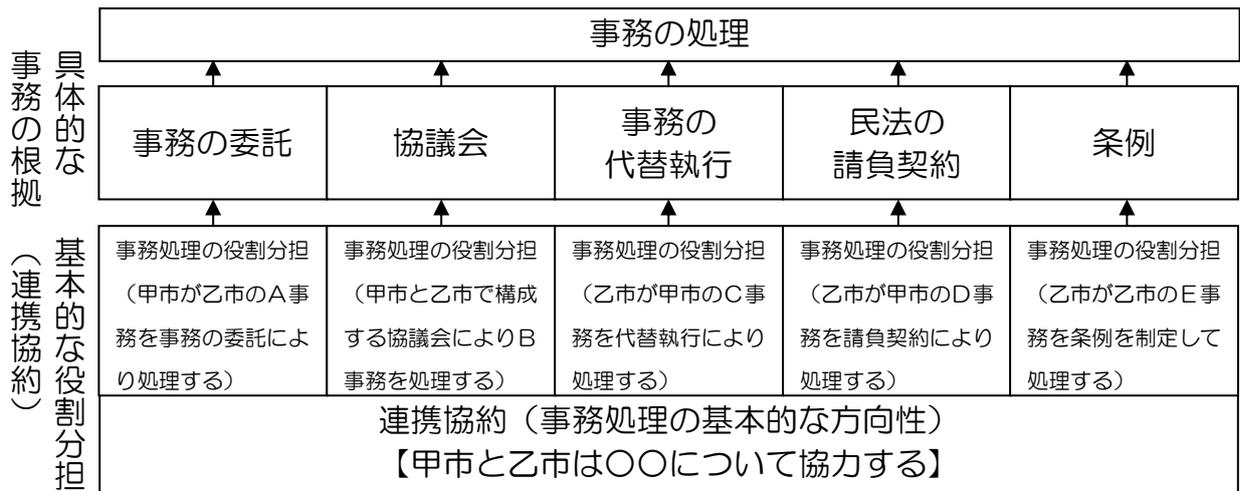
地方公共団体が広域行政のいずれの制度を採用するかは、初期投資、管理運営費などの経済的視点や、事務執行に法人格を必要とするか否かなどを含め、総合的に検討する必要があります。

そこで、目的の達成に適した手法を選択するための標準的な考え方を下記のとおり整理しました。

【 図表 】 広域行政制度選択の考え方



【 図表 】 「連携協約」 の法律上の位置づけ

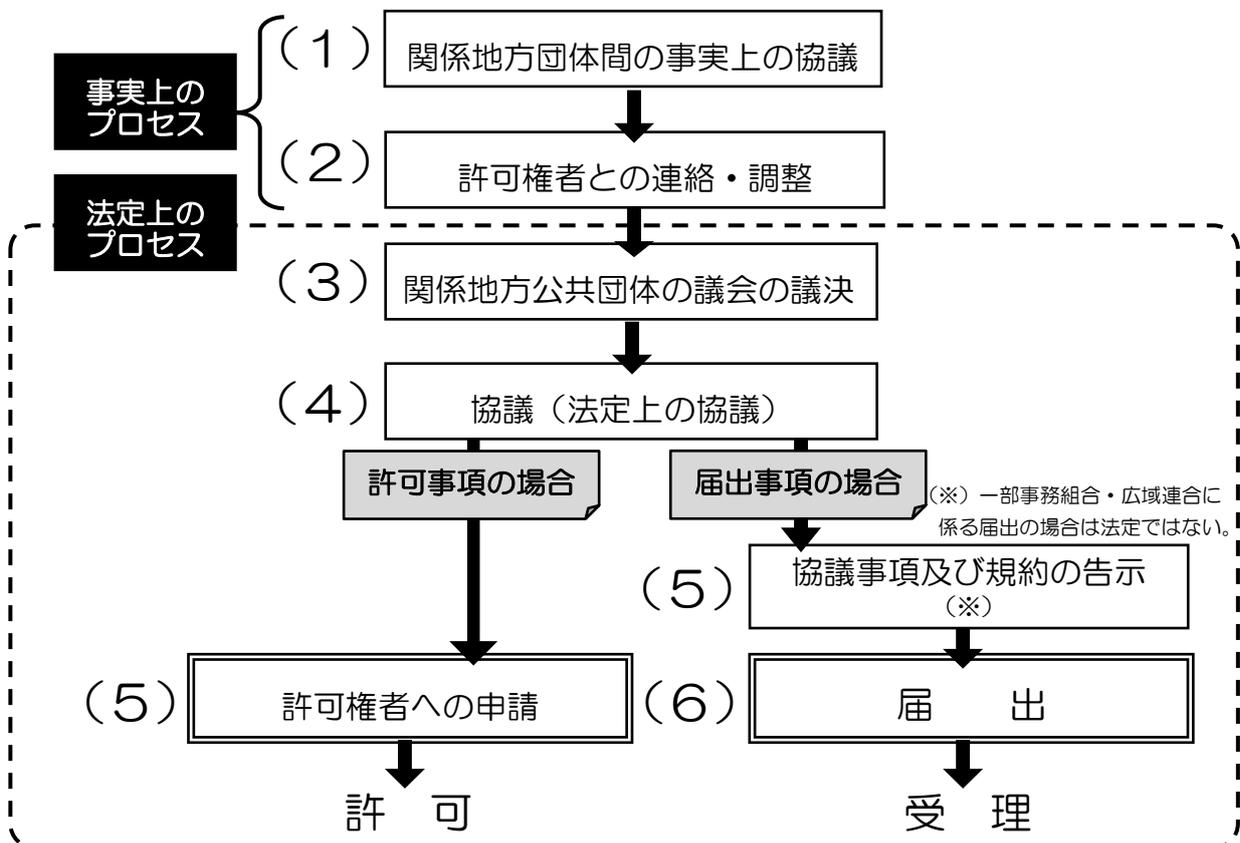


2 手続の概要

広域行政の手続（設立・規約の変更・廃止等）のプロセスは、いずれの制度においても基本的には同様です。

なお、手続には「許可」を必要とするものと「届出」を必要とするものの2種類があります。一部事務組合や広域連合に係るものは原則として「許可」が必要であり、それ以外のものは「届出」が必要とされています。

【 図表 】 広域行政の手続のプロセス



(1) 関係地方公共団体間の事実上の協議

地方自治法の規定では、広域行政の手続として、関係地方公共団体間の協議（４）及びその前段としての議決（３）を義務付けています。

ここで予定されている順序は「議決 → 協議」ですが、協議内容について議会の議決を経るためには、その内容が事前に定められている必要があります。このため関係地方公共団体が事前に協議を行っておくことが必要であり、これを法定上のものと区別して「事実上の協議」と称しています。

「事実上の協議」で協議する内容は、組織の基本的な性格、構成、運営方針、経費支弁の方法等のすべての事項に及びます。

- 事前に調整を図っておくべき事項の例
 - ・ 規約案、その解釈
 - ・ 運営方針等の整理
 - ・ 中長期的な事業計画
 - ・ 経費の負担割合の考え方
 - ・ 運営に必要な諸手続
 - ・ 各構成団体による必要な諸手続

この「事実上の協議」においてすべての事項の調整を完了し、関係地方公共団体の首長までの事前の意思決定をしておく必要があります。また、関係地方公共団体の議会での説明内容に不整合が生じないように、この段階で十分に調整を行っておくことが必要です（本手引には制度別に規約の例を添付していますので、参考にしてください）。

(2) 許可権者・届出先との連絡・調整

許可権者・届出先は、県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては県知事です。

許可権者は妥当性（住民の福祉の増進、効率性等）、適法性（議決、手続等）の観点から判断します（県の許可基準については、P27を御確認ください）。このため、「事実上の協議」と並行して、許可権者に対しても事前に説明の上、スケジュールや関連書類の内容等に関して調整・確認を行ってください（県知事に対する協議は企画財政部地域政策課で所管しています）。

なお、新たに制度を導入する際には、効率的な広域行政を進める観点から、事務の委託等のより簡素な制度の活用をお勧めします。また、一部事務組合の制度を活用する際には新設ではなく、既存の一部事務組合の活用（組合の統合や複合化、処理する事務の拡大等）をお勧めします。

（３）関係地方公共団体の議会の議決

（１）において事前調整された規約案等の内容は、法定上の協議（４）の前に、関係地方公共団体の議会に付し、議決を得る必要があります。

議案の提出権は長に専属します。これは、法が、事務の共同処理に係る手続については関係地方公共団体の代表者たる長が協議に当たることを規定しており、協議を行う前提条件として議会の議決を位置付けているからです。

議会には議案の修正権はありません。このため、協議内容に一部でも不服がある場合は、議案は否決されることとなります。

このように、議会の議決は条例案の場合などと比較すると裁量の余地は狭いのですが、議決が得られない場合、当該協議は不調に終わることになるため、その位置付けは極めて重要です（本手引には制度別に議案の例〔留意事項を含む〕を添付していますので、参考にしてください）。

（４）協議（法定上の協議）

関係地方公共団体の議会で議決が得られた後には「法定上の協議」を行います。

長は、議決の内容と異なった協議をすることはできません。このため、議決前に関係地方公共団体間で「事実上の協議」（１）を行い、協議内容と議決内容が異なるように調整する必要があります。

しかし、「事実上の協議」は「法定上の協議」ではありませんので、関係地方公共団体は、議決後、必ず法定上の協議を行わなければなりません。

協議が調った際には、関係地方公共団体の長の連名による「協議書」を作成しておくことが適当です。この場合、必要枚数を作成してそれぞれが所持するか、写しを所持することで、後日、協議の事実が確認できるようにしておくことが大切です（本手引には制度別に協議書の例〔留意事項を含む〕を添付していますので、参考にしてください）。

（５）協議事項及び規約の告示

連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行に係る手続には、地方自治法上、協議の内容（設置・規約変更・廃止）及び規約を「告示」する旨が定められています。

一部事務組合、広域連合に係る手続については告示の定めはありませんが、住民に周知するためにも告示行為を行うことが望ましいとされています。特に、住民生活に密着する事務については、広報・回覧等により周知徹底を図ることも重要です（本手引には告示の例〔留意事項を含む〕を添付していますので、参考にしてください。）

(6) 許可権者への申請（届出）

広域行政の手続は、その制度及び内容により、「許可」を要するものと「届出」を要するものに分かれています。

連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行に係る手続はすべて「届出」となります。

一部事務組合及び広域連合に係る手続は「許可」を要します。ただし、一部事務組合及び広域連合の規約変更のうち「名称変更」「事務所の位置」「経費の支弁方法」のみに係る変更、一部事務組合の解散は「許可」を要せず「届出」で足りります。

一部事務組合・広域連合の構成団体の数の増減、事務の変更、規約変更に係る許可申請又は届出は、構成団体の長の連名で行いますが、組合管理者（連合長）においても行うことができます。この場合、「法定上の協議」の事実を確認するため、協議の成立した旨を証する書類を添付書類として提出することが必要です（構成団体の長の連名による許可申請の場合は添付を省略できます）。

また、協議会、事務の委託等、手続に告示を要するものについては、届出書に告示の写しを添付してください（本手引には制度別に届出書・許可申請書の例〔留意事項を含む〕を添付していますので、参考にしてください）。

許可事項に係る規約変更を行った場合の効力発生時期は、規約に施行日の規定がある場合には当該施行日に、規定がない場合は許可日となります。

届出事項に係る規約変更等を行った場合の効力発生時期は、規約に施行日の規定があれば当該施行日となりますが、規定がない場合は「協議の調った日」とする考え方がある一方、「届出日」とする考え方もあります。このため、あらかじめ規約に施行日を定めておくことをお勧めします。

県に許可申請した日から許可までに要する期間（標準処理期間）は「都道府県の加入しない一部事務組合等の設置等の許可の基準及び標準処理期間について」（平成24年3月26日付地政第460号埼玉県企画財政部長通知）により、22日（埼玉県の休日を定める条例〔平成元年3月29日条例第3号〕に定める県の休日※を除く）となっています。

このため、許可申請を行う場合には、あらかじめ県の担当者と調整の上、期間に余裕を持って申請してください。また、届出を行う場合には、議会の議決や法定上の協議など所定の手続を行った後、速やかに届出してください（できる限り施行日前に届出をしてください）。

なお、電子メールを用いた許可申請・届出も可能ですので、電子メールを利用する場合には、あらかじめ県の担当者に御連絡ください。

※ 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日

【 図表 】 広域行政の制度別に見る手続の内容・種類等

制度の種類	内 容		手続の 種類	許可申請・ 届出者	許可権者・ 届出先	告 示 (公 表)	根拠条文 (地方自治法)
連携協約	締結		届出	関係地方公 共団体の長 (以下「長」 という)の 連名	<ul style="list-style-type: none"> 都道府 県が加入 するもの 総務大臣 都道府 県が加入 しないも の 知 事 	関係地方 公共団体 における 告示を要 する。	§ 252-2 ①~④
	連携協約の変更						
	廃止						
協議会	設置		届出	関係地方公 共団体の長 (以下「長」 という)の 連名	<ul style="list-style-type: none"> 都道府 県が加入 するもの 総務大臣 都道府 県が加入 しないも の 知 事 	関係地方 公共団体 における 告示を要 する。	(協議会) § 252-2-2 ①~③ § 252-6 § 252-6-2 (機関等の共 同設置) § 252-7 ①~③ § 252-7-2
	構成団体の数の増減						
機関等の 共同設置	規約の変更						
	廃止						
事務の委託	設置		届出	関係地方公 共団体の長 (以下「長」 という)の 連名	<ul style="list-style-type: none"> 都道府 県が加入 するもの 総務大臣 都道府 県が加入 しないも の 知 事 	関係地方 公共団体 における 告示を要 する。	(事務の委託) § 252-14 ①~③ (事務の代替 執行) § 252-16-2
	委託(代替執行)事務の変更						
事務の代替 執行	廃止						
	一部事務 組合	設置		許可	長の連名 (組合管理者)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府 県が加入 するもの 総務大臣 都道府 県が加入 しないも の 知 事 	関係地方 公共団体 における 告示は不 要 (周知の ため告示 すること が望まし い)
構成団体の数の増減							
共同処理する事務の変更							
規約の 変更		組合の名称、事務所の 位置、経費の支弁 の方法		届出			
		上記以外			許可		
解散		届出	長の連名				
広域連合	設置		許可	長の連名 (広域連合長)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府 県が加入 するもの 総務大臣 市町村 が組織す る組合で 数都道府 県にわた るもの 総務大臣 	関係地方 公共団体 における 告示は不 要 (周知の ため告示 すること が望まし い)	(注) § 284 § 291-2 § 291-3 § 291-10 § 291-11
	構成団体の数の増減						
	広 域 処 理 する 事 務 の 変 更	§ 291-2①②によ り広域連合が新た に事務を処理する こととされたとき		届出			
		上記以外					
	規約の 変更	事務所の位置、経費 の支弁の方法		届出			
		上記以外					
解散		届出	長の連名				

(注) 広域連合の構成団体の数の増減・広域処理する事務の変更・規約変更・解散にあっては、知事は許可し又は届出を受理したときはその旨を公表・総務大臣へ報告しなければならない。また、総務大臣は許可し又は届出を受理したときはその旨を告示しなければならない

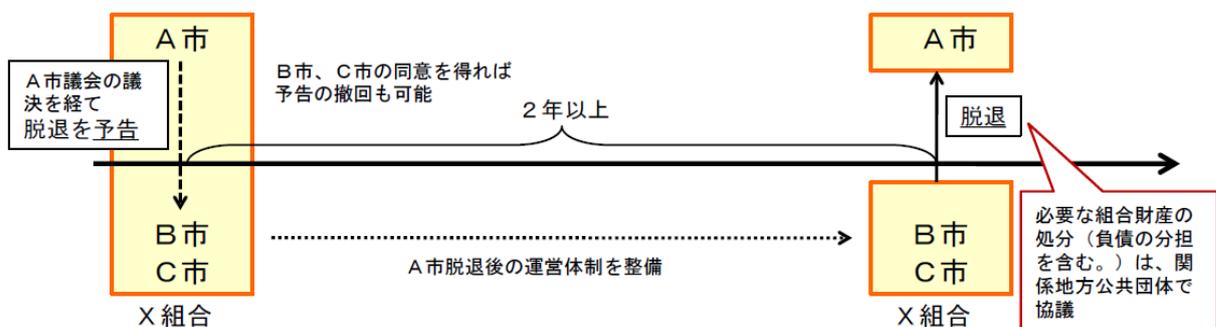
(7) 脱退手続の特例

広域行政の手続は、すべての構成団体の議会の議決を経た協議が調うことが原則です。廃止や解散、加入や脱退等による構成団体の数の増減についても、すべての構成団体の協議が調うことが必要ですが、地方自治法の改正（平成25年3月施行）により、協議会、機関等の共同設置、一部事務組合から脱退しようとするとき、一定の予告期間を置くことで、脱退しようとする地方公共団体の意思のみにより脱退できることとされました（第252条の6の2、第252条の7の2、第286条の2）。

連携協約、事務の委託、事務の代替執行、広域連合はこの特例の対象外です。

脱退の予告は、脱退しようとする地方公共団体が、その議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに他のすべての構成団体に書面で予告することが必要です。脱退の予告を受けた構成団体は、予告をした団体が脱退するときまでに、脱退により必要となる規約の変更をしなければなりません。

【 図表 】 脱退の予告のイメージ



(8) 財産処分

一部事務組合や広域連合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、地方公共団体の予告による脱退や解散をする際に、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議により、一部事務組合を保有する財産の処分について定める必要があります。（第289条、第291条の13）

また、財産処分の協議に際しては、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があります（第290条、第291条の11）、財産処分の協議書は規約変更に係る許可申請や解散に係る届出等の添付資料として、提出する必要があります。

なお、地方自治法第289条等における財産は、地方自治法第237条で定める財産（公有財産、物品、債権、基金）とは必ずしも一致せず、「負債」も財産に含まれるとされています。（行政実例 昭和24年10月11日）

(9) 事務承継

一部事務組合の解散に際して、財産処分に加えて、事務承継の手続きを別途定める場合には、この手続き方法について、規約に特別の定めを規定することが必要です。（地方自治法施行令第5条、第218条の2）。そのため、規約に特別の定めを規定する（「事務承継等については、議会の議決を経て協議することで定める」など）には、解散手続きに先立ち、事務承継に係る項目を規定する規約変更の手続きを行う必要があります。

なお、事務の承継には、公用文書や公法上の未徴収金、歳計現金が含まれるとされています。（行政実例 昭和26年11月21日）

(10) 教育事務に係る例外手続き

教育事務に係る共同処理の場合、地方自治法による手続き以外の手続きを行わなければなりませんので、注意してください。

一部事務組合に係る手続きを行う際、構成団体の議会は議決をする前に、当該団体の教育委員会の意見を聞く必要があります（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第60条第4項、地方教育行政組織及び運営に関する法律施行令第12条）。

また、解散の届出は県知事だけでなく、県教育委員会に対しても必要です。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第13条）

加えて、事務の委託に係る手続きを行う際、県知事だけでなく、県の教育委員会への届出も必要になります。（学校教育法第40条第2項）

3 許可の基準・標準処理期間

都道府県の加入しない一部事務組合等の設置等の許可の基準及び標準処理期間について【抜粋】
(平成24年3月26日 地政第460号 埼玉県企画財政部長通知)

● 一部事務組合等の許可の基準

知事は、一部事務組合等の設置等について、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、許可等を行うものとする。

第1 組合の設置の許可の基準

1 一部事務組合の設置の許可（地方自治法（以下「法」という。別紙2において同じ。）第284条第2項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 規約の内容が違法であること。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、共同処理することが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。

2 広域連合の設置の許可（法第284条第3項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 規約の内容が違法であること。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、広域にわたり処理することが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。

第2 組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可の基準

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第286条第1項関係）、広域連合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第291条の3第1項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、組合を組織する地方公共団体の数を増減することが著しく不適當であると認められること。

第3 組合が処理する事務の変更の許可の基準

一部事務組合が共同処理する事務の変更の許可（法第286条第1項関係）、広域連合が処理する事務の変更の許可（法第291条の3第1項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、処理する事務の変更が著しく不適當であると認められること。

第4 組合の規約の変更の許可の基準

一部事務組合の規約の変更の許可（法第286条第1項関係）、広域連合の規約の変更の許可（法第291条の3第1項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適當であると認められること。

第5 組合の解散の許可の基準

広域連合の解散の許可（法第291条の10第1項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、組合の解散が著しく不適當であると認められること。

● 一部事務組合等の設置等の許可に係る標準処理期間

第1 組合の設置の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

- 1 一部事務組合の設置の許可（法第284条第2項関係）
- 2 広域連合の設置の許可（法第284条第3項関係）

22日（埼玉県の休日をも定める条例〔平成元年3月29日条例第3号〕に定める県の休日を除く。以下同じ）

第2 組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

- 1 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第286条第1項関係）
- 2 広域連合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第291条の3第1項関係）

22日

第3 組合が処理する事務の変更の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

- 1 一部事務組合が共同処理する事務の変更の許可（法第286条第1項関係）
- 2 広域連合が処理する事務の変更の許可（法第291条の3第1項関係）

22日

第4 組合の規約の変更の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

- 1 一部事務組合の規約の変更の許可（法第286条第1項関係）
- 2 広域連合の規約の変更の許可（法第291条の3第1項関係）

22日

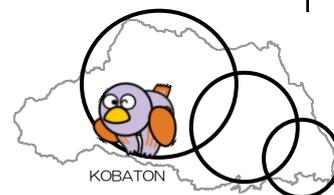
第5 組合の解散の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

- 広域連合の解散の許可（法第291条の10第1項関係）

22日

第3章

書式例



1 連携協約

- (1) 締結する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - ①議案例【例 1】 ②協議書例【例 2】 ③告示例【例 3】 ④届出書例【例 4】
- (2) 協約を変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - ①議案例【例 5】 ②協議書例【例 6】 ③告示例【例 7】 ④届出書例【例 8】
- (3) 協約を廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - ①議案例【例 9】 ②協議書例【例 10】 ③告示例【例 11】 ④届出書例【例 12】

2 協議会

- (1) 設置する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
 - ①議案例【例 13】 ②協議書例【例 14】 ③告示例【例 15】 ④届出書例【例 16】
- (2) 規約を変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
 - ①議案例【例 17】 ②協議書例【例 18】 ③告示例【例 19】 ④届出書例【例 20】
- (3) 協議会を廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ①議案例【例 21】 ②協議書例【例 22】 ③告示例【例 23】 ④届出書例【例 24】

3 機関等の共同設置

- (1) 設置する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
 - ①議案例【例 25】 ②規約例【例 26】 ③協議書例【例 27】 ④告示例【例 28】 ⑤届出書例【例 29】
- (2) 規約を変更する場合等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
 - ①議案例【例 30】 ②協議書例【例 31】 ③告示例【例 32】 ④届出書例【例 33】
- (3) 共同設置を廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
 - ①議案例【例 34】 ②協議書例【例 35】 ③告示例【例 36】 ④届出書例【例 37】

4 事務の委託

- (1) 開始する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
 - ①議案例【例 38】 ③協議書例【例 39】 ④告示例【例 40】 ⑤届出書例【例 41】
- (2) 規約を変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
 - ①議案例【例 42】 ②協議書例【例 43】 ③告示例【例 44】 ④届出書例【例 45】
- (3) 事務の委託を廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
 - ①議案例【例 46】 ②協議書例【例 47】 ③告示例【例 48】 ④届出書例【例 49】

5 事務の代替執行

- (1) 開始する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
 - ①議案例【例 50】 ②協議書例【例 51】 ③告示例【例 52】 ④届出書例【例 53】
- (2) 規約を変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
 - ①議案例【例 54】 ②協議書例【例 55】 ③告示例【例 56】 ④届出書例【例 57】

- (3) 事務の代替執行を廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
①議案例【例58】 ②協議書例【例59】 ③告示例【例60】 ④届出書例【例61】

6 一部事務組合

- (1) 設立する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
①議案例【例62】②規約例【例63】③協議書例【例64】④許可申請書例【例65】⑤告示例【例66】
- (2) 規約を変更する場合
・「共同処理する事務の変更」などの変更・・・・・・・・・・115
①議案例【例67】②協議書例【例68】③許可申請書例【例69】④告示例【例70】
・「構成団体の減少」などの変更・・・・・・・・・・119
①議案例【例71】②協議書例【例72】③許可申請書例【例73】④告示例【例74】
・「組合の名称」、「事務所の位置」、「経費の支弁の方法」のみの変更・・・・・・・・125
①議案例【例75】②協議書例【例76】⑤告示例【例77】④届出書例【例78】
- (3) 一部事務組合を解散する場合・・・・・・・・・・・・・・・・129
①議案例【例79】②協議書例【例80】③告示例【例81】④届出書例【例82】
- (4) 財産処分する場合・・・・・・・・・・・・・・・・133
①議案例【例83】②協議書例【例84】

7 広域連合

- (1) 設立する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・135
①議案例【例85】②協議書例【例86】③許可申請書例【例87】④告示例【例88】
- (2) 規約を変更する場合
・「共同処理する事務の変更」などの変更・・・・・・・・・・139
①議案例【例89】②協議書例【例90】③許可申請書例【例91】④告示例【例92】
・「構成団体の減少」などの変更・・・・・・・・・・143
①議案例【例93】②協議書例【例94】③許可申請書例【例95】④告示例【例96】
・「広域連合の名称」、「事務所の位置」、「経費の支弁の方法」のみの変更・・・・149
①議案例【例97】②協議書例【例98】⑤告示例【例99】④届出書例【例100】
- (3) 広域連合を解散する場合・・・・・・・・・・・・・・・・153
①議案例【例101】②協議書例【例102】③許可申請書例【例103】④告示例【例104】
- (4) 財産処分する場合・・・・・・・・・・・・・・・・157
①議案例【例105】②協議書例【例106】

【留意点】

- 本手引きで掲載していない手続きの規約については、地方自治法で定められている必要的記載事項を確認し、先事例を参考にしながら関係地方公共団体の協議に沿って作成してください。なお、「協議会」「機関等の共同設置（委員会）」「事務の委託」の規約例は、『『逐条地方自治法』松本英昭著 学陽書房』等をご参照ください
- 一部事務組合、広域連合に係る手続きについては、地方自治法上、告示の定めはありませんが、住民に周知するためにも告示行為を行うことが望ましいとされています。特に、住民生活に密着する事務については、広報・回覧等により周知徹底を図ることが重要です。

例 1

議案第 号

□□連携協約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり、□□連携協約を△△町と締結することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

連携協約を添付する。

◎◎市長 氏 名

提 案 理 由

□□連携協約を△△町と締結することについて協議したいので、地方自治法第252条の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例2

□□連携協約の締結に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり、□□連携協約を締結することについて協議する。

連携協約を添付する。

令和 年 月 日

◎◎市長 氏 名
△△町長 氏 名

協議書は必枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例3

◎◎市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり、□□連携協約を△△町と締結することとしたので、同条第2項の規定により告示する。

連携協約を添付する。

令和 年 月 日

◎◎市長（又は△△町長） 氏 名

例4

届出日は協議日以降となる。

◎ 総 第 号
△ 総 第 年 月 号
令和

(宛先)

埼玉県知事

◎◎市長 氏 名

△△町長 氏 名

連携協約の締結について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、連携協約を締結したので、同条第2項の規定により下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 連携協約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

連携協約を締結した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例5

議案第 号

□□連携協約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、□□連携協約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

連携協約を添付する。

◎◎市長 氏 名

□□連携協約の一部を変更する連携協約

□□連携協約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

附 則

この連携協約は、令和××年××月××日から施行する。

提 案 理 由

□□連携協約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の2第4項の規定により、この案を提出するものである。

例6

□□連携協約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、□□連携協約を以下のとおり変更することについて協議する。

令和 年 月 日提出

連携協約を添付する。

◎◎市長 氏 名
△△町長 氏 名

□□連携協約の一部を変更する連携協約

□□連携協約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

附 則

この連携規約は、令和××年××月××日から施行する。

協議書は必枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例7

◎◎市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、□□連携協約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

連携協約を添付する。

令和 年 月 日

◎◎市長（又は△△町長） 氏 名

□□連携協約の一部を変更する連携協約

□□連携協約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

附 則

この連携協約は、令和××年××月××日から施行する。

例8

届出日は協議日以降となる。

◎ 総 第 号
△ 総 第 年 月 号
令和

(宛先)
埼玉県知事

◎◎市長 氏 名
△△町長 氏 名

連携協約の変更について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、連携協約を変更したので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新連携協約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- 6 告示書（写）

連携協約を変更した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例 9

議案第 号

□□連携協約の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、令和××年××月××日をもって、□□連携協約を廃止することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

◎◎市長（又は△△町長） 氏 名

提 案 理 由

□□連携協約を廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の2第4項の規定により、この案を提出するものである。

例 10

□□連携協約の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、令和××年××月××日をもって、□□連携協約を廃止することについて協議する。

令和 年 月 日

◎◎市長 氏 名
△△町長 氏 名

- ・連携協約は不要
- ・協議書は必枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 11

◎◎市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、令和××年××月××日をもって、□□連携協約を廃止することとしたので告示する。

令和 年 月 日

◎◎市長（又は△△町長） 氏 名

例 12

届出日は協議日以降
となる。

◎ 総 第 号
△ 総 第 年 月 号
令和

(宛先)

埼玉県知事

◎◎市長 氏 名

△△町長 氏 名

連携協約の廃止について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、□□
連携協約を廃止したので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 連携協約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

連携協約を廃止した理由・経緯に
ついて、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわた
る場合は割印を押印のこと）。

例 1 3

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、令和××年××月××日から、◎◎市及び□□町において、別紙の規約により〇〇協議会を設置することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

◎◎市長（又は□□町長） 氏 名

提 案 理 由

◎◎市及び□□町において〇〇協議会を設置することについて協議したいので、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例 1 4

〇〇協議会の設置に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、令和××年××月××日から、◎◎市及び□□町において、別紙の規約により〇〇協議会を設置することについて協議する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

◎◎市長 氏 名

□□町長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 15

◎◎市（又は□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、令和××年××月××日から、◎◎市及び□□町において、別紙の規約により〇〇協議会を設置することとしたので、同条第2項の規定により告示する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

◎◎市長（又は□□町長） 氏 名

例 16

届出日は協議日以降となる。

◎ 総 第 号
□ 総 第 年 月 号
令和

(宛先)
埼玉県知事

◎◎市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇協議会の設置について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、◎◎市及び□□町において〇〇協議会を設置したので、同条第2項の規定により下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

協議会を設置した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例 17

【従前から協議会に加入している団体の議案】

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇協議会を設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日から、◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入し、同協議会規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

◎◎市長（又は□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は各団体とも同一とする。

〇〇協議会規約の一部を変更する規約

〇〇協議会規約の一部を次のように変更する。

第●条中「◎◎市」の次に「、△△市」を加える。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

数の増加により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

提 案 理 由

◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入し、同協議会規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の6の規定により、この案を提出するものである。

【新たに協議会に加入する団体の議案】

議案第 号

〇〇協議会への加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入することについて議決を求める。

規約（全文）を添付する。

令和 年 月 日提出

△△市長 氏 名

提 案 理 由

◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入し、同協議会規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の6の規定により、この案を提出するものである。

例 18

〇〇協議会を設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日から、◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入し、同協議会規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

◎◎市長 氏 名

△△市長 氏 名

□□町長 氏 名

〇〇協議会規約の一部を変更する規約

〇〇協議会規約の一部を次のように変更する。

第●条中「◎◎市」の次に「、△△市」を加える。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

数の増加により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 19

【従前から協議会に加入している団体の告示】

◎◎市（又は□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日から、◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入し、同協議会規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

令和 年 月 日

別紙としてもよい。

◎◎市長（又は□□町長） 氏 名

〇〇協議会規約の一部を変更する規約

〇〇協議会規約の一部を次のように変更する。

第●条中「◎◎市」の次に「、△△市」を加える。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

【新たに協議会に加入する団体の告示】

△△市 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、◎◎市及び□□町において設置する○○協議会に△△市が加入することとしたので告示する。

規約（全文）を添付する。

令和 年 月 日

△△市長 氏 名

例 20

◎ 総 第 号
△ 総 第 第 月
□ 令 和 年 日

届出日は協議日以降となる。

(宛先)
埼玉県知事

◎◎市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇協議会を設置する地方公共団体の数の増加及び
規約の変更について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入し、同協議会規約を変更したので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- 6 告示書（写）

協議会を設置する団体の数の増加及び規約を変更した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例 21

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、
各団体とも同一とする。

〇〇協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇協議会を廃止することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

◎◎市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

提 案 理 由

◎◎市、△△市及び□□町において設置する〇〇協議会を廃止することについて協議したので、地方自治法第252条の6の規定により、この案を提出するものである。

規約は不要。

例 22

〇〇協議会の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇協議会を廃止することについて協議する。

令和 年 月 日

◎◎市長 氏 名

△△市長 氏 名

□□町長 氏 名

- ・規約は不要。
- ・協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例23

◎◎市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇協議会を廃止することとしたので告示する。

令和 年 月 日

◎◎市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

例24

届出日は協議日以降となる。

◎ 総 第 号
△ 総 第 第 月
□ 令 和 年 日

(宛先)
埼玉県知事

◎◎市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇協議会の廃止について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、〇〇協議会を廃止したので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

協議会を廃止した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例25

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇市及び△△町における■■課の共同設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇市と△△町において、別紙の規約により■■課を共同設置することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

提 案 理 由

〇〇市と△△町において■■課を共同設置することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例26

(地方自治法の改正に伴う行政機関等の共同設置に関する質疑応答集
平成23年8月1日付総務省自治行政局市町村体制整備課事務連絡)

※元号を「平成」から「令和」に修正

① 議会事務局の共同設置の規約例

A市B市議会事務局共同設置規約

令和〇年〇月〇日

規約第〇号

(共同設置する地方公共団体)

第一条 A市及びB市(以下「関係団体」という。)は、関係団体の議会に関する事務を処理するため、共同して、地方自治法(昭和二十二年法律六十七号)第百三十八条第二項に規定する議会事務局を設置するものとする。

(名称)

第二条 第一条に規定する議会事務局は、A市B市議会事務局(以下「事務局」という。)という。

(事務局の執務場所)

第三条 事務局の執務場所は、A市役所(B市役所)内とする。

【規約で定める関係団体の議会の議長が選任する場合】

(事務局の職員の選任方法)

第四条 事務局の職員は、A市(B市)(以下「代表団体」という。)の議会の議長がこれを選任する。

2 事務局の職員の定数は、関係団体の議会の議長の協議により決定する。

3 代表団体の議会の議長は、第一項の規定により職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の議会の議長に通知しなければならない。

4 代表団体の議会の議長は、職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の議会の議長に通知しなければならない。

【関係団体の議会の議長が協議により定めた者について規約で定める関係団体の議会の議長が選任する場合】

(事務局の職員の選任方法)

第四条 事務局の職員は、関係団体の議会の議長が協議して定める候補者について、A市(B市)(以下、「代表団体」という。)の議会の議長がこれを選任する。

2 事務局の職員の定数は、関係団体の議会の議長の協議により決定する。

3 代表団体の議会の議長は、第一項の規定により職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の議会の議長に通知しなければならない。

4 職員に欠員が生じたときは、代表団体の議会の議長は、〇日以内に、その旨を関係団体の議会の議長に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

(負担金)

第五条 事務局に関する関係団体の負担金の額は、関係団体がその協議により決定しなければならない。

2 関係団体は、前項の規定による負担金を、代表団体に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期は、関係団体がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第六条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために事務局をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、前条の規定による負担金とは別に、代表団体に交付するものとする。

2 前項の経費は、第七条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(事務局に関する予算)

第七条 事務局に関する予算は、代表団体の特別会計とする。

(事務局に関する決算)

第八条 代表団体の議会の議長は、事務局に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係団体の議会の議長に報告しなければならない。

(事務局に関する関係団体の諸規程)

第九条 議会事務局に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(事務局の職員の身分取扱い)

第十条 代表団体の長は、事務局の職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、代表団体の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(事務局の職員の懲戒処分)

第十一条 代表団体の長は、事務局の職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十二条 この規約に定めるものを除くほか、事務局の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体が協議して定める。

附 則

1 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

2 関係団体は、施行後に効力を有する第十条第一項の規定による代表団体の関係条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

② 行政機関（保健所）の共同設置の規約例

A県B市保健所共同設置規約

令和〇年〇月〇日
規約第〇号

(共同設置する地方公共団体)

第一条 A県及びB市（以下「関係団体」という。）は、共同して、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項に規定する保健所を設置するものとする。

(名称)

第二条 第一条に規定する保健所は、A県B市保健所（以下「保健所」という。）という。

(保健所の執務場所及び所管区域)

第三条 保健所の執務場所は、A県B市〇町〇番地とする。

2 保健所の所管区域は、B市及びC郡とする。

【規約で定める関係団体の長が選任する場合】

(保健所長及び職員の選任方法)

第四条 地域保健法第十条の規定に基づく保健所長及び職員は、A県（B市）（以下「代表団体」という。）の長がこれを選任する。

2 保健所の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。

3 代表団体の長は、第一項の規定により所長及び職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

4 保健所長及び職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

【関係団体の長が協議により定めた者について規約で定める関係団体の長が選任する場合】

(保健所長及び職員の選任方法)

第四条 地域保健法第十条の規定に基づく保健所長及び職員は、関係団体の長が協議して定める候補者について、A県（B市）（以下、「代表団体」という。）の長がこれを選任する。

2 保健所の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。

3 代表団体の長は、第一項の規定により所長及び職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

4 保健所長及び職員に欠員が生じたときは、代表団体の長は、〇日以内に、その旨を関係団体の長に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

(負担金)

第五条 保健所に関する関係団体の負担金の額は、関係団体がその協議により決定しなければならない。

2 関係団体は、前項の規定による負担金を、代表団体に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期は、関係団体がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第六条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために保健所をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、前条の規定による負担金とは別に、代表団体に交付するものとする。

2 前項の経費は、第七条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(保健所に関する予算)

第七条 保健所に関する予算(当該共同して設置する保健所に関する負担金に係る部分に限る。)は、代表団体の特別会計とする。

(保健所に関する決算)

第八条 代表団体の長は、保健所に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係団体の長に報告しなければならない。

(保健所に関する関係団体の諸規程)

第九条 保健所に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(保健所長及び職員の身分取扱い)

第十条 代表団体の長は、保健所長及び職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他所長及び職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、関係団体の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(保健所長及び職員の懲戒免職)

第十一条 代表団体の長は、保健所の所長及び職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十二条 この規約に定めるものを除くほか、保健所の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体が協議して定める。

附 則

1 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

2 関係団体は、施行後に効力を有する第十条第一項の規定による代表団体の関係条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

③ 内部組織（税務課）の共同設置の規約例

A市B市税務課共同設置規約

令和〇年〇月〇日

規約第〇号

(共同設置する地方公共団体)

第一条 A市及びB市（以下「関係団体」という。）は、共同して、税務課を設置するものとする。

(名称)

第二条 第一条に規定する税務課は、A市B市税務課（以下「税務課」という。）という。

(税務課の執務場所)

第三条 税務課の執務場所は、A市役所（B市役所）内とする。

【規約で定める関係団体の長が選任する場合】

(税務課職員の選任方法)

第四条 税務課の職員は、A市（B市）（以下「代表団体」という。）の長がこれを選任する。

2 税務課の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。

3 代表団体の長は、第一項の規定により所長及び職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

4 税務課の職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

【関係団体の長が協議により定めた者について規約で定める関係団体の長が選任する場合】

(税務課職員の選任方法)

第四条 税務課の職員は、関係団体の長が協議して定める職員の候補者について、A市（B市）（以下「代表団体」という。）の長がこれを選任する。

2 税務課の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。

3 代表団体の長は、第一項の規定により所長及び職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

4 税務課の職員に欠員が生じたときは、代表団体の長は、〇日以内に、その旨を関係団体の長に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

(負担金)

第五条 税務課に関する関係団体の負担金の額は、関係団体はその協議により決定しなけ

ればならない。

2 関係団体は、前項の規定による負担金を、代表団体に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係団体がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第六条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために税務課をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、前条第一項の規定による負担金とは別に、代表団体に交付するものとする。

2 前項の経費は、次条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(税務課に関する予算)

第七条 税務課に関する予算(当該共同して設置する税務課に関する負担金に係る部分に限る。)は、代表団体の特別会計とする。

(税務課に関する決算)

第八条 代表団体の長は、税務課に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係団体の長に報告しなければならない。

(税務課に関する関係団体の諸規程)

第九条 税務課に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(税務課の職員の身分取扱い)

第十条 代表団体の長は、職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、関係団体の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(税務課の職員の懲戒免職)

第十一条 代表団体の長は、職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十二条 この規約に定めるものを除くほか、税務課の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

2 関係団体は、施行後に効力を有する第十条第一項の規定による代表団体の関係条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

④ 委員会の事務局（監査委員事務局）の共同設置の規約例

A市B市監査委員事務局共同設置規約

令和〇年〇月〇日

規約第〇号

(共同設置する地方公共団体)

第一条 A市及びB市（以下「関係団体」という。）は、関係団体の監査委員に関する事務を処理するため、共同して、地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百条に規定する監査委員事務局を設置するものとする。

(名称)

第二条 第一条に規定する監査委員事務局は、A市B市監査委員事務局（以下「事務局」という。）という。

(事務局の執務場所)

第三条 事務局の執務場所は、A市役所（B市役所）内とする。

【規約で定める関係団体の長が選任する場合】

(事務局の職員の選任方法)

第四条 事務局の職員は、A市（B市）（以下「代表団体」という。）の代表監査委員がこれを選任する。

2 事務局の職員の定数は、関係団体の代表監査委員の協議により決定する。

3 代表団体の代表監査委員は、第一項の規定により職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の代表監査委員に通知しなければならない。

4 事務局の職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の代表監査委員に通知しなければならない。

【関係団体の代表監査委員が協議により定めた者について規約で定める関係団体の代表監査委員が選任する場合】

(事務局の職員の選任方法)

第四条 事務局の職員は、関係団体の代表監査委員が協議して定める職員の候補者について、A市（B市）（以下「代表団体」という。）の代表監査委員がこれを選任する。

2 事務局の職員の定数は、関係団体の代表監査委員の協議により決定する。

3 代表団体の代表監査委員は、第一項の規定により職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の代表監査委員に通知しなければならない。

4 事務局の職員に欠員が生じたときは、代表団体の代表監査委員は、〇日以内に、その旨を関係団体の代表監査委員に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

る。

(負担金)

第五条 事務局に関する関係団体の負担金の額は、関係団体がその協議により決定しなければならない。

2 関係団体は、前項の規定による負担金を、代表団体に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係団体がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第六条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために事務局をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、前条第一項の規定による負担金とは別に、代表団体に交付するものとする。

2 前項の経費は、次条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(事務局に関する予算)

第七条 事務局に関する予算は、代表団体の特別会計とする。

(事務局に関する決算)

第八条 代表団体の長は、事務局に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係団体の長に報告しなければならない。

(事務局に関する関係団体の諸規程)

第九条 事務局に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(事務局の職員の身分取扱い)

第十条 代表団体の長は、事務局の職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、代表団体の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(事務局の職員の懲戒免職)

第十一条 代表団体の長は、事務局の職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十二条 この規約に定めるものを除くほか、事務局の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

2 関係団体は、施行後に効力を有する第十条第一項の規定による代表団体の関係条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

例 27

〇〇市及び△△町における■課の共同設置に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇市と△△町において、別紙の規約により■課を共同設置することについて協議する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

〇〇市長 氏 名

△△町長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例28

〇〇市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇市と△△町において、別紙の規約により■■課を共同設置することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

例29

届出日は協議日以降となる。

○ 総 第 号
△ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

〇〇市長 氏 名
△△町長 氏 名

〇〇市及び△△町における■■課の共同設置について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、〇〇市と△△町において■■課を共同設置したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

共同設置した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例30

【従前から■■課を共同設置している団体の議案】

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

■■課を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日から、■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入し、■■課共同設置規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

■■課共同設置規約の一部を変更する規約

■■課共同設置規約の一部を次のように変更する。

第●条中「〇〇市」の次に「、□□市」を加える。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

数の増加により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

提 案 理 由

■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入し、■■課共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

【新たに■■課の共同設置に加入する団体の議案】

議案第 号

■■課を共同設置する地方公共団体への加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入することについて議決を求める。

規約（全文）を添付する。

令和 年 月 日提出

□□市長 氏 名

提 案 理 由

■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例 3 1

■■課を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更 に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日から、■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入し、■■課共同設置規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

〇〇市長 氏 名

□□市長 氏 名

△△町長 氏 名

■■課共同設置規約の一部を変更する規約

■■課共同設置規約の一部を次のように変更する。

第●条中「〇〇市」の次に「、□□市」を加える。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

数の増加により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 3 2

【従前から■■課を共同設置している団体の告示】

〇〇市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日から、■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入し、■■課共同設置規約を以下のとおり変更することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

■■課共同設置規約の一部を変更する規約

■■課共同設置規約の一部を次のように変更する。

第●条中「〇〇市」の次に「、□□市」を加える。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

数の増加により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

【新たに■■課を共同設置に加入している団体の告示】

□□市 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

規約（全文）を添付する。

令和 年 月 日

□□市長 氏 名

例 3 3

届出日は協議日以降となる。

○ 総 第 号
□ 総 第 第 月
△ 総 第 年 日
令和

(宛先)
埼 玉 県 知 事

〇〇市長 氏 名
□□市長 氏 名
△△町長 氏 名

■■課を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更
について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日から、■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入し、■■課共同設置規約を変更したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

共同設置する団体の数の増加及び規約を変更した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- 6 告示書（写）

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例 34

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

■■課の共同設置の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市、□□市及び△△町における■■課の共同設置を廃止することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は□□市長、△△町長） 氏 名

提 案 理 由

〇〇市、□□市及び△△町における■■課の共同設置を廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

規約は不要。

例35

■■課の共同設置の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市、□□市及び△△町における■■課の共同設置を廃止することについて協議する。

令和 年 月 日

〇〇市長 氏 名

□□市長 氏 名

△△町長 氏 名

- ・ 規約は不要。
- ・ 協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例36

〇〇市（又は□□市、△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市、□□市及び△△町における■■課の共同設置を廃止することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和 年 月 日

〇〇市長（又は□□市長、△△町長） 氏 名

例37

届出日は協議日以降となる。

○ 総 第 号
□ 総 第 第 月
△ 総 第 第 日
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〇〇市長 氏 名
□□市長 氏 名
△△町長 氏 名

■■課の共同設置の廃止について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市、□□市及び△△町における■■課の共同設置を廃止したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

共同設置を廃止した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例 38

【事務を委託する団体の議案】

議案第 号

〇〇市及び△△町における■ ■に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■ ■に関する事務を〇〇市に委託することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

△△町長 氏 名

提 案 理 由

△△町の■ ■に関する事務を〇〇市に委託することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

【事務を受託する団体の議案】

議案第 号

〇〇市及び△△町における■●に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■●に関する事務を受託することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

〇〇市長 氏 名

提 案 理 由

△△町の■●に関する事務を受託することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例 39

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■■■に関する事務を〇〇市に委託することについて協議する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名
〇〇市長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 40

【事務を委託する団体の告示】

△△町 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■■■に関する事務を〇〇市に委託することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名

【事務を受託する団体の告示】

〇〇市 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■■■に関する事務を受託することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和 年 月 日

規約を添付する。

〇〇市長 氏 名

例 4 1

届出日は協議日以降
となる。

△ 総 第 号
○ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼 玉 県 知 事

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、△△町の■■■に関する事務を〇〇市に委託したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

事務を委託した理由・経緯について、
わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる
場合は割印を押印のこと）。

例 4 2

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和××年××月××日から、△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

提 案 理 由

△△町が〇〇市に委託する■■■事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

【注意】

議決から届出までの手続を要するものとして、地方自治法第252条の14第2項では、協議会の場合等と異なり、「規約の変更」ではなく「委託した事務の変更」と規定している。ただし、運用は同様にすべきとの見解も示されているため、本書式例では「規約の変更」を含めている。このため、経費の支弁の方法の変更など「規約の変更」のみを行う場合であっても、議決から届出までの手続を行うこととしている。

※ 「最新地方自治法講座9 国と地方及び地方公共団体相互の関係」（ぎょうせい）P228参照

例 4 3

△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和××年××月××日から、△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。
第●条第◎項を次のように改める。

◎

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

【注意】

議決から届出までの手続を要するものとして、地方自治法第252条の14第2項では、協議会の場合等と異なり、「規約の変更」ではなく「委託した事務の変更」と規定している。ただし、運用は同様にすべきとの見解も示されているため、本書式例では「規約の変更」を含めている。このため、経費の支弁の方法の変更など「規約の変更」のみを行う場合であっても、議決から届出までの手続を行うこととしている。

※ 「最新地方自治法講座9 国と地方及び地方公共団体相互の関係」（ぎょうせい）P228参照

例 4 4

〇〇市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和××年××月××日から、△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約を以下のとおり変更することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和 年 月 日

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

例 45

届出日は協議日以降となる。

△ 総 第 号
○ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務の変更について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約を変更したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- 6 告示書（写）

事務を変更し、併せて規約を変更した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

【注意】

議決から届出までの手続を要するものとして、地方自治法第252条の14第2項では、協議会の場合等と異なり、「規約の変更」ではなく「委託した事務の変更」と規定している。ただし、運用は同様にすべきとの見解も示されているため、本書式例では「規約の変更」を含めている。このため、経費の支弁の方法の変更など「規約の変更」のみを行う場合であっても、議決から届出までの手続を行うこととしている。

※ 「最新地方自治法講座9 国と地方及び地方公共団体相互の関係」（ぎょうせい）P228参照

例46

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇市及び△△町における■■に関する事務の委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市及び△△町における■■に関する事務の委託を廃止することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

提 案 理 由

〇〇市及び△△町における■■に関する事務の委託を廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

規約は不要。

例 47

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託の廃止に係る協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託を廃止することについて協議する。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

- ・ 規約は不要。
- ・ 協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 48

〇〇市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託を廃止することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和 年 月 日

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

例 49

届出日は協議日以降となる。

△ 総 第 号
○ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託の廃止について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託を廃止したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

事務の委託を廃止した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例50

【代替執行を求める団体の議案】

議案第 号

〇〇市及び△△町における■●に関する事務の代替執行について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■●に関する事務を〇〇市が代替執行することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

△△町長 氏 名

提 案 理 由

△△町の■●に関する事務を〇〇市が代替執行することについて協議したいので、地方自治法第252条の16の2第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

【代替執行する団体の議案】

議案第 号

〇〇市及び△△町における■●に関する事務の代替執行について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■●に関する事務を代替執行することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

〇〇市長 氏 名

提 案 理 由

△△町の■●に関する事務を代替執行することについて協議したいので、地方自治法第252条の16の2第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例51

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の代替執行に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定により、令和
××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■■■に関する事務を〇〇市が代替執
行することについて協議する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名
〇〇市長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例52

【代替執行を求める団体の告示】

△△町 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■■■に関する事務を〇〇市が代替執行することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名

【代替執行する団体の告示】

〇〇市 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定により、令和
××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■■■に関する事務を代替執行するこ
ととしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示す
る。

規約を添付する。

令和 年 月 日

〇〇市長 氏 名

例53

届出日は協議日以降となる。

△ 総 第 号
○ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市及び△△町における■■に関する事務の代替執行について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定により、△△町の■■に関する事務を〇〇市が代替執行することになりましたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

事務を代替執行することになった理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例54

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇市が代替執行する△△町における■■に関する事務の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇市が代替執行する△△町における■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■に関する事務の代替執行に関する規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇市及び△△町の■■に関する事務の代替執行に関する規約の一部を変更する規約

〇〇市及び△△町の■■に関する事務の代替執行に関する規約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

◎

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

提 案 理 由

〇〇市が代替執行する△△町における■■に関する事務の変更し、〇〇市及び△△町の■■に関する事務の代替執行に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の16の2第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例55

〇〇市が代替執行する△△町における■■■に関する事務の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇市が代替執行する△△町における■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約の一部を変更する規約

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例56

〇〇市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇市が代替執行する△△町における■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約を以下のとおり変更することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和 年 月 日

別紙としてもよい。

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約の一部を変更する規約

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

例57

届出日は協議日以降となる。

△ 総 第 号
○ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

△△町長 氏 名
〇〇市長 氏 名

〇〇市が代替執行する△△町における■■■に関する事務の変更について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、〇〇市が代替執行する△△町における■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約を変更したので同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- 6 告示書（写）

事務を変更し、併せて規約を変更した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

例58

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇市及び△△町における■■に関する事務の代替執行の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市及び△△町における■■に関する事務の代替執行を廃止することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

提 案 理 由

〇〇市及び△△町における■■に関する事務の代替執行を廃止することについて協議したので、地方自治法第252条の16の2第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

規約は不要。

例59

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の代替執行の廃止に係る協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の代替執行を廃止することについて協議する。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

- ・ 規約は不要。
- ・ 協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例60

〇〇市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の代替執行を廃止することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、告示する。

令和 年 月 日

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

例 6 1

届出日は協議日以降
となる。

△ 総 第 号
○ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼 玉 県 知 事

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市及び△△町における■ ■に関する事務の代替執行の廃止について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、〇〇市及び△△町における■ ■に関する事務の代替執行を廃止したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

事務の代替執行を廃止した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例62

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇組合の設立について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、〇〇組合を設立することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

提 案 理 由

令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を共同処理するため、〇〇組合を設立することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

【規約（一部事務組合）】

（『一部事務組合のしくみとその運用』昭和52年4月市町村自治研究会編 から）

※元号を「平成」から「令和」に修正

① ○○市外2町1村○○組合の規約例

○○市外2町1村○○組合格約

令和○年○月○日

規約第○号

第1章 総 則

（組合の名称）

第1条 この組合は、○○市外2町1村○○組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、○○市、○○町、○○町及び○○村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、○○に関する事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、○○に置く。

第2章 組合の議会

（組合の議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、○人とし、関係市町村の定数は次のとおりとする。

○○市 ○人

○○町 ○人

○○町 ○人

○○村 ○人

（組合議員の選挙）

第6条 組合の議会の議員は、関係市町村の議会において選挙権を有する者の中から選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

（組合議員の任期）

第7条 組合議員の任期は、○年とする。

2 補欠議員は、前任者の残任期間在任する。

第3章 組合の執行機関

(管理者)

第8条 組合に、管理者、副管理者各1人を置く。

2 管理者、副管理者の任期は、〇年とする。

3 第1項に定める者を除く外、会計管理者その他の職員を置き、その定数は、条例で定める。

(執行機関の選任)

第9条 管理者は、関係市町村の長の互選により、組合の議会の同意を得て選任する。

2 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

3 会計管理者その他の職員は、管理者が任免する。

(組合の監査委員)

第10条 組合に監査委員〇人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ〇人を選任する。

3 監査委員の任期は、〇年とする。但し、組合議員のうちから選任された委員にあっては組合議員でなくなったときはその職を失う。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、その〇分の〇を〇〇により、関係市町村に分賦する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

② ○○複合事務組合の規約例

○○複合事務組合規約

令和○年○月○日

規約第○号

(組合の名称)

第1条 この組合は、○○複合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、○○市、○○町及び○○村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	市町村
1 ○○に関する事務	○○市、○○町、○○村
2 ○○に関する事務	○○市、○○町
3 ○○に関する事務	○○市、○○村
.....
6 ○○に関する事務	○○町、○○村

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、○○に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は○人とし、関係市町村の議会において、議員の中から、○○市にあっては○人を、○○町にあっては○人を、○○村にあっては○人を、それぞれ選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市町村の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

3 組合議員の任期は、当該関係市町村の議員の任期による。但し、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別議決)

第6条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの事件については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

(理事会)

第7条 組合に理事会を置く。

- 2 理事は、関係市町村の長をもって充てる。
- 3 理事の任期は、当該関係市町村の長の任期とする。
- 4 組合に代表理事を置く。
- 5 代表理事は、理事が互選する。
- 6 代表理事は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。
- 7 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(会計管理者)

第8条 組合に会計管理者を置く。

- 2 会計管理者は理事会が任免する。

(監査委員)

第9条 組合に監査委員〇人を置く。

- 2 監査委員は、理事会が組合議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちから選任する。この場合において、組合議員のうちから選任する監査委員の数は〇人とする。
- 3 監査委員の任期は、知識経験を有する者にあつては〇年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期による。

但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(事務局)

第10条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会が任免する。
- 4 事務局長その他の定数は、条例で定める。

(経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金の総額及び関係市町村の負担すべき額は、理事会が組合議会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この規約は、〇〇県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 組合は、令和 年 月 日をもって解散する〇〇一部事務組合の事務を承継する。

例64

〇〇組合の設立に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、〇〇組合を設立することについて協議する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例65

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

許可申請日は協議日以降とする。

(宛先)
埼玉県知事

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合の設立の許可について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇組合を設立したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- (5) 参考資料)

一部事務組合を設立する理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

許可にあたり参考資料を求める場合がある。

例66

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、〇〇組合を設立することとしたので告示する。

令和 年 月 日

規約を添付する。

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

例67

議案第 号

・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
・財産処分の議案（例83）と一つの議案にすることも可能。

〇〇組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇組合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同組合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇組合規約の一部を変更する規約

〇〇組合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中第3号の次に次の一号を加える。

4 ◆◆に関する事務

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

提 案 理 由

〇〇組合で共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

例68

〇〇組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇組合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同組合規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合規約の一部を変更する規約

〇〇組合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中第3号の次に次の一号を加える。

4 ◆◆に関する事務

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例69

許可申請日は協議日以降とする。

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

構成団体の長の連名に代え、組合管理者名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、〇〇組合の共同処理する事務を変更し、同組合の規約を変更したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- (6 参考資料)

事務の変更及び規約の変更をする理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

許可にあたり参考資料を求める場合がある。

例 70

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和××年××月××日から、○○組合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同組合同規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

○○組合同規約の一部を変更する規約

○○組合同規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中第3号の次に次の一号を加える。

4 ◆◆に関する事務

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

例 7 1

【引き続き組合を構成する団体の議案】

議案第 号

・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
・必要に応じて財産処分（例 8 3）を行う。
・財産処分の議案と一つの議案とすることも可能。

〇〇組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 × × 年 × × 月 × × 日をもって、〇〇組合から △△市が脱退し、同組合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は□□町長） 氏 名

変更規約及び財産処分の部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇組合規約の一部を変更する規約

〇〇組合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「、△△市」を削る。

第■条第■項中「◇人」を「◆人」に改める。

構成団体の数の減少により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和 × × 年 × × 月 × × 日から施行する。

提 案 理 由

〇〇組合から △△市が脱退し、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出するものである。

【組合から脱退する団体の議案】

議案第 号

- ・必要に応じて財産処分（例 8 3）を行う。
- ・財産処分の議案と一つにすることも可能。

〇〇組合からの脱退について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 × × 年 × × 月 × × 日をもって、〇〇組合から △△市が脱退することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

△△市長 氏 名

提 案 理 由

〇〇組合から △△市が脱退することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出するものである。

例72

- ・必要に応じて財産処分（例84）を行う。
- ・財産処分の協議書と一つの協議書とすることも可能

〇〇組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇組合から△△市が脱退し、同組合理約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合理約の一部を変更する規約

〇〇組合理約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「、△△市」を削る。

第■条第■項中「◇人」を「◆人」に改める。

構成団体の数の減少により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例73

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

許可申請日は協議日以降とする。

(宛先)

埼玉県知事

構成団体の長の連名に代え、組合管理者名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、〇〇組合を組織する地方公共団体の数を減少し、同組合の規約を変更したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- (6) 参考資料

構成団体の数の減少及び規約の変更をする理由・経緯について、わかりやすく記載する。

・ 原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

・ 許可にあたり参考資料を求める場合がある。
・ 財産処分に関する協議を行った場合は、参考資料として財産処分に関する資料を添付する（財産処分は許可の対象ではないが、審査の対象にはなるため）。

例 7 4

【引き続き組合を構成する団体の告示】

●●市（又は□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、○○組合から△△市が脱退し、同組合同規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

別紙としてもよい

令和 年 月 日

●●市長（又は□□町長） 氏 名

○○組合同規約の一部を変更する規約

○○組合同規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「、△△市」を削る。

第■条第■項中「◇人」を「◆人」に改める。

構成団体の数の減少により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

【組合から脱退する団体の告示】

△△市 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇組合から△△市が脱退することとしたので告示する。

令和 年 月 日

△△市長 氏 名

例 75

議案第 号

・規約変更が「組合の名称」「事務所の位置」「経費の支弁の方法」のみの場合の根拠条文

〇〇組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、令和××年××月××日から、同組合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

別紙としてもよい。

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇組合規約の一部を変更する規約

〇〇組合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

提 案 理 由

〇〇組合の事務所が移転することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

例76

〇〇組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、令和××年××月××日から、同組合規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合規約の一部を変更する規約

〇〇組合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。
第■条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 77

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、令和××年××月××日から、同組合規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

〇〇組合規約の一部を変更する規約

〇〇組合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。
第■条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

例 78

届出日は協議日以降とする。

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼 玉 県 知 事

構成団体の長の連名に代え、組合管理者名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合の規約の変更について (届出)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 286 条第 2 項の規定により、〇〇組合の規約を変更したので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書 (写)
- 5 議決書 (写)
- (6 参考資料)

規約の変更をする理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと (複数枚にわたる場合は割印を押印すること)。

例79

議案第 号

- ・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
- ・組合が財産を所有している場合、必ず財産処分を行う。
- ・財産処分の議案（例83）と一つの議案とすることも可能。

〇〇組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇組合を解散することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

提 案 理 由

〇〇組合を解散することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

例 80

- ・組合が財産を所有している場合、必ず財産処分を行う。
- ・財産処分の協議書（例 84）と一つの協議書とすることも可能。

〇〇組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、令和 × × 年 × × 月 × × 日をもって、〇〇組合を解散することについて協議する。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名

△△市長 氏 名

□□町長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 8 1

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇組合を解散することとしたので告示する。

令和 年 月 日

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

例 8 2

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

届出日は協議日以降とする。

(宛先)

埼 玉 県 知 事

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

組合の解散では一般的に財産処分を伴うが、表題には含まなくてよい。

〇〇組合の解散について (届出)

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 8 8 条の規定により、令和 × × 年 × × 月 × × 日をもって、〇〇組合を解散することとしたので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書 (写)
- 4 議決書 (写)
- (5) 参考資料

組合を解散した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと (複数枚にわたる場合は割印を押印すること)。

・届出にあたり参考資料を求める場合がある。
・財産処分に関する協議を行った場合は、参考資料として財産処分に関する資料を添付する。

例 83

議案第 号

・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
・構成団体の増減、共同処理する事務の変更又は組合の解散において、財産処分を伴う場合に必要

〇〇組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和××年××月××日をもって解散する〇〇組合の財産処分を以下のとおり定めることについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

財産処分の部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇組合の財産処分を次のとおり定める。

△△市に承継する財産

- 1 土地
 - 所在、地番、地目、地積等
- 2 建物
 - 区分、面積等
- 3 物品
 - 区分、数量等

・
・
・

提 案 理 由

〇〇組合の解散に伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

例84

構成団体の増減、共同処理する事務の変更又は組合を解散する場合において、財産処分を必要とするときに行う。

〇〇組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和××年××月××日をもって解散する〇〇組合の財産処分を以下のとおり定めることについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名

△△市長 氏 名

□□町長 氏 名

〇〇組合の財産処分を次のとおり定める。

△△市に承継する財産

1 土地

所在、地番、地目、地積等

2 建物

区分、面積等

3 物品

区分、数量等

・
・
・

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所有しておくことが望ましい。

例85

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合の設立について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、別紙のとおり規約を定め、〇〇広域連合を設立することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

提 案 理 由

令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、〇〇広域連合を設立することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

例 86

〇〇広域連合の設立に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、別紙のとおり規約を定め、〇〇広域連合を設立することについて協議する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 87

許可申請日は協議日以降とする。

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼 玉 県 知 事

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇広域連合の設立の許可について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇広域連合を設立したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- (5) 参考資料)

広域連合を設立する理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

許可にあたり参考資料を求める場合がある。

例 88

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、別紙のとおり規約を定め、○○広域連合を設立することとしたので告示する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

例 89

議案第 号

・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
・財産処分の議案（例 105）と一つの議案にすることも可能。

〇〇広域連合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、令和 × × 年 × × 月 × × 日から、〇〇広域連合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同広域連合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中第 3 号の次に次の一号を加える。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

4 ◆◆に関する事務

附 則

この規約は、令和 × × 年 × × 月 × × 日から施行する。

提 案 理 由

〇〇広域連合で共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、この案を提出するものである。

例 90

〇〇広域連合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇広域連合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同広域連合規約を以下のとおり変更することについて協議する。

令和 年 月 日

別紙としてもよい。

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中第3号の次に次の一号を加える。

4 ◆◆に関する事務

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 9 1

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

許可申請日は協議日以降とする。

(宛先)
埼玉県知事

構成団体の長の連名に代え、広域連合の長名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇広域連合の共同処理する事務の変更及び規約の変更の許可について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇広域連合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同広域連合規約を以下のとおり変更したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- (6 参考資料)

事務の変更及び規約の変更をする理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

許可にあたり参考資料を求める場合がある。

例 92

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日から、○○広域連合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同広域連合規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

令和 年 月 日

別紙としてもよい。

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

○○広域連合規約の一部を変更する規約

○○広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中第3号の次に次の一号を加える。

4 ◆◆に関する事務

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

例 93

【引き続き広域連合を構成する団体の議案】

議案第 号

・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
・財産処分の議案（例 105）と一つの議案にすることも可能。

〇〇広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合から△△市が脱退し、同広域連合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「、△△市」を削る。

第■条第■項中「◇人」を「◆人」に改める。

構成団体の数の減少により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する

提 案 理 由

〇〇広域連合から△△市が脱退し、同広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

【広域連合から脱退する団体の議案】

議案第 号

・必要に応じて財産処分（例 105）を行う。
・財産処分の議案と一つにすることも可能。

〇〇広域連合からの脱退について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合から△△市が脱退することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

△△市長 氏 名

提 案 理 由

〇〇広域連合から△△市が脱退することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

例 9 4

- ・必要に応じて財産処分（例 1 0 6）を行う。
- ・財産処分の協議書と一つの協議書とすることも可能

〇〇広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、令和 × × 年 × × 月 × × 日をもって、〇〇広域連合から △△市が脱退し、同広域連合規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第 ■ 条中「、△△市」を削る。
第 ■ 条第 ■ 項中「◇人」を「◆人」に改める。

構成団体の数の減少により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和 × × 年 × × 月 × × 日から施行する

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例95

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

許可申請日は協議日以降とする。

(宛先)

埼玉県知事

構成団体の長の連名に代え、広域連合の長名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の許可について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合から△△市が脱退し、同広域連合規約を変更したいので、下記書類を添えて申請します。

記

構成団体の数の減少及び規約の変更をする理由・経緯について、わかりやすく記載する。

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- (6 参考資料)

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

・許可にあたり参考資料を求める場合がある。
・財産処分に関する協議を行った場合は、参考資料として財産処分に関する資料を添付する。（財産処分は許可の対象ではないが、審査の対象となるため）

例 96

【引き続き広域連合を構成する団体の告示】

●●市（又は□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合から△△市が脱退し、同広域連合規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

別紙としてもよい

令和 年 月 日

●●市長（又は□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「、△△市」を削る。

第■条第■項中「◇人」を「◆人」に改める。

構成団体の数の減少により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する

【広域連合から脱退する団体の告示】

△△市 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合から△△市が脱退することとしたので告示する。

令和 年 月 日

△△市長 氏 名

例 97

議案第 号

・規約変更が「広域連合の名称」「事務所の位置」「経費の支弁の方法」のみの場合の根拠条文

〇〇広域連合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、令和××年××月××日から、同広域連合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

提 案 理 由

〇〇広域連合の事務所が移転することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

例 98

〇〇広域連合の規約変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、令和××年××月××日から、同広域連合規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。
第■条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 99

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、令和××年××月××日から、同広域連合規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

令和 年 月 日

別紙としてもよい。

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

例 100

届出日は協議日以降とする。

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

構成団体の長の連名に代え、広域連合長名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇広域連合の規約変更について (届出)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第291条の3第3項の規定により、令和××年××月××日から、同広域連合規約を変更したので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書 (写)
- 5 議決書 (写)
- (6 参考資料)

事務の変更及び規約の変更をする理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと (複数枚にわたる場合は割印を押印すること)。

・届出にあたり参考資料を求める場合がある。
・財産処分に関する協議を行った場合は、参考資料として財産処分に関する資料を添付する。

例 101

議案第 号

- ・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
- ・広域連合が財産を所有している場合、必ず財産処分を行う。
- ・財産処分の議案（例105）と一つの議案とすることも可能。

〇〇広域連合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の10第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合を解散することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

提 案 理 由

〇〇広域連合を解散することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

例 102

〇〇広域連合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の10第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合を解散することについて協議する。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例103

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

許可申請日は協議日以降とする。

(宛先)
埼玉県知事

構成団体の長の連名に代え、広域連合の長名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇広域連合の解散の許可について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の10第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合を解散したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- (5) 参考資料)

広域連合を解散する理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

・許可にあたり参考資料を求める場合がある。
・財産処分に関する協議を行った場合は、参考資料として財産処分に関する資料を添付する。

例 104

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の10第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、○○広域連合を解散することとしたので告示する。

令和 年 月 日

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

例105

議案第 号

・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
・構成団体の増減、共同処理する事務の変更又は広域連合の解散において、財産処分を伴う場合に必要

〇〇広域連合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の13において準用される第289条の規定により、令和××年××月××日をもって解散する〇〇広域連合の財産処分を以下のとおり定めることについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

財産処分の部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合の財産処分を次のとおり定める。

△△市に承継する財産

- 1 土地
 所在、地番、地目、地積等
- 2 建物
 区分、面積等
- 3 物品
 区分、数量等
- ・
- ・
- ・

提 案 理 由

〇〇広域連合の解散に伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第291条の1の規定により、この案を提出するものである。

例106

構成団体の増減、共同処理する事務の変更又は広域連合を解散する場合において、財産処分を必要とするときに行う。

〇〇広域連合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の13において準用される第289条の規定により、令和××年××月××日をもって解散する〇〇広域連合の財産処分を以下のとおり定めることについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名

△△市長 氏 名

□□町長 氏 名

〇〇広域連合の財産処分を次のとおり定める。

△△市に承継する財産

1 土地

所在、地番、地目、地積等

2 建物

区分、面積等

3 物品

区分、数量等

・
・
・

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

埼玉県企画財政部地域政策課

TEL 048-830-2794

FAX 048-830-4741

E-mail a2760-04@pref.saitama.lg.jp